KPMG

Transparency Report 2021/22

2021年10月

home.kpmg/jp/azsa

あずさ監査法人

目次

1. トップマネジメントからのメッセージ 2
2. あずさ監査法人とは 2
2.1. 業務内容 2
2.2. 経営戦略 2
3. あずさ監査法人の組織構造とガバナンス 2
3.1. 法的構造 2
3.2. 企業名、所有形態、法的な関係 3
3.3. メンバーファームの責任と義務 3
3.4. ガバナンス体制 3
4. 当監査法人の品質管理システム 4
4.1. 経営陣の方針や姿勢 5
4.2. 品質とリスクマネジメントに関する経営陣の責任 6
4.3. 適切な関与先との関係 7
4.3.1. 契約の新規の締結および更新 7
4.3.2. 新規受嘱時の評価プロセス 7
4.3.3. 契約の更新プロセス 8
4.3.4. 契約解除プロセス 8
4.3.5. 監査関与先のポートフォリオ・マネジメント 8
4.4. 明確な基準と強力な監査ツール 8
4.4.1. 当監査法人の監査アプローチ 8
4.4.1.1. 一貫性のある監査メソドロジーと監査ツール 9
4.4.2. 独立性、誠実性、倫理および客観性 11
4.4.2.1. 概要 11
4.4.2.2. 個人の金銭的利害関係 11
4.4.2.3. 雇用関係 11
4.4.2.4. 法人単位の金銭的利害関係 12
4.4.2.5. ビジネス上の関係・サプライヤー 12
4.4.2.6. 独立性確認手続 12
4.4.2.7. 独立性の研修および確認 12
4.4.2.8. 非監査業務 12
4.4.2.9. 報酬依存度 13
4.4.2.10. 利益相反の解消 13
4.4.2.11. 独立性違反 13
4.4.2.12. 法令・諸規制の遵守および贈収賄や汚職の防止 13
4.4.2.13. 構成員の監査関与先との長期的な関係（パートナー・ローテーションを含む） 13
4.4.2.14. インサイダー取引管理 14
4.5. 採用、人材開発および選任 14
4.5.1. 採用 14
4.5.2. 人材開発 14
4.5.3. 多様性への対応 14
4.5.4. 報酬および昇進 15
4.5.5. 監査業務に関与する専門要員の選任 15
4.5.6. 構成員の見解ー意識調査（GPS） 15
4.6. 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供 16
4.6.1. 継続的な人材育成戦略 16
4.6.2. IFRSおよび米国基準に基づく業務のための資格および必須要件 16
4.6.3. 専門家のネットワークへのアクセス 16
4.6.4. 組織文化としての専門的な見解の問合せ 16
4.7. 効果的かつ効率的な監査の実施 17
4.7.1. 継続的なメンタリング、監督および査閲 17
4.7.1.1. 審査員 18
4.7.1.2. 監査報告 18
4.7.1.3. 監査調書 18
4.7.1.4. 監査役等とのオープンかつ率直な双方向のコミュニケーション 18
4.7.2. 守秘義務、情報セキュリティおよびデータ・プライバシー 19
4.7.3. 監査事務所間の引継 19
4.8. 継続的な改善 19
4.8.1. 監査法人内部における監視活動 19
4.8.2. 改善に向けた提案 21
4.8.3. 監査法人外部からの監視 21
4.8.3.1. 規制当局 21
4.8.3.2. 監査関与先からのフィードバック 21
4.8.3.3. 苦情の監視 21
5. 財務情報 21
6. パートナー報酬について 22
7. KPMGネットワークとの関係 22
7.1. 法的構造 22
7.2. メンバーファームの責任と義務 23
7.3. 職業賠償責任保険 23
7.4. 統治機構 23
7.5. 各エリアの監査品質およびリスクマネジメントにおける責任者 23
8. 品質管理と独立性の有効性に関する宣誓 24

添付資料

A.1. あずさ監査法人の関係会社 25
A.2. あずさ監査法人の経営陣（2021年7月1日現在） 25
A.3. Our Valuesについて 26

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

1. トップマネジメントからのメッセージ

私たち、あずさ監査法人は、KPMGのメンバーファームの一員として、“Inspire Confidence, Empower Change”（社会に信頼を、変革に力を）というPurpose（存在意義）をグローバルベースで共有しています。このPurposeに基づき、監査および会計サービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、持続的成長に向けた企業や社会の変革を支援していきたいと考えています。

AZSA Quality 2021/22では、あずさ監査法人の監査品質向上への取組みをご紹介しており、その監査品質は、KPMGインターナショナルの一貫した監査品質を基盤としています。本レポートでは、KPMGとしての監査品質確保の体制について、補足的にご紹介します。

2021年10月1日
あずさ監査法人
理事長
森 俊哉

2. あずさ監査法人とは

2.1. 業務内容

あずさ監査法人は、全国主要都市に約6,000名の人員を擁し、監査や保証業務をはじめ、IFRSアドバイザリー、アカウンティングアドバイザリー、金融関連アドバイザリー、IT関連アドバイザリー、企業成長支援アドバイザリー、PSアドバイザリーを提供しています。

また、金融、情報・通信・メディア、パブリックセクター、消費財・小売、製造、自動車、エネルギー、ライフサイエンス等、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有するとともに、4大国際会計事務所の1つであるKPMGインターナショナルのメンバーファームとして、146の国と地域に拡がるネットワークを通じ、グローバルな視点からクライアントを支援しています。

2.2. 経営戦略

あずさ監査法人は、監査および会計サービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、持続的成長に向けた企業や社会の変革を支援していくことが、私たちの変わることのない使命だと考えています。

その使命を果たすため、私たちが目指す姿を「社会、クライアント、関係する人々から常に選ばれる存在であること（The Clear Choice）」と定め、それを実現するための戦略を策定しています。

あずさ監査法人の経営戦略は専務理事会において策定され、品質および信頼に対するコミットメントを示しています。

3. あずさ監査法人の組織構造とガバナンス

3.1. 法的構造

2020年9月30日までの法的構造および所有形態

あずさ監査法人は、KPMG International Cooperative（KPMGインターナショナル）と提携しています。KPMGインターナショナルは、スイスの法律の下で設立されたスイスの組織体です。2020年9月30日までは、KPMGインターナショナルは、KPMGネットワークを調整する事業体であり、全メンバーファームはKPMGインターナショナルへの加盟が義務付けられていました。当監査法人との関係性を含む、2020年9月期のKPMGインターナショナルおよびその活動に関する詳細は、KPMGインターナショナル『Transparency Report 2019』の「Governance and leadership」に記載されています。

2020年10月1日以降の法的構造および所有形態

2020年10月1日に当監査法人およびその他全てのKPMGメンバーファームは、新規メンバーシップおよび関連文書を締結しました。これによる主な影響は、グローバル組織における全てのKPMGメンバーファームが、英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）であるKPMG International Limited（KPMGインターナショナル）のメンバーとなったこと、すなわちKPMGインターナショナルとその他の法的な関係を持つようになったことです。KPMGインターナショナルは、KPMGメンバーファームの全体的な利益のために調整を行う事業体として機能しており、クライアントに対して専門的なサービスは提供していません。クライアントへの専門的なサービスは、それぞれのメンバーファームが提供しています。

2020年10月1日以降のKPMGのグローバル組織に関する改訂された法的およびガバナンスアレンジメントについての詳細は、KPMGインターナショナル『Transparency Report 2020』の「Governance and leadership」に記載されています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMGインターナショナルおよびメンバーファームは、グローバルパートナーシップ、単一法人、多国籍企業、合弁事業、または本人もしくは代理人の関係もしくはパートナーシップ関係にはありません。全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに、第三者に対する義務を負わせまたは拘束する権限を有しておらず、またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせまたは拘束する権限を有していません。

あずさ監査法人は専門的なサービスを提供するメンバーファームにより構成されるグローバル組織の一員であり、公共部門や民間部門の幅広い組織に監査およびアドバイザリーサービスを提供しています。KPMGの組織構造は、メンバーファームの国、地域を問わず、一貫したサービスの品質や報酬に見合った価値の提供を遵守するよう整備されています。

あずさ監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人です。2021年6月期のあずさ監査法人の社員数は595名でした（2020年6月期は592名）。

主要な関係会社一覧、および各社の法的構造、適用される規制、業務内容、業務領域等については、添付資料A.1をご参照ください。

3.2. 企業名、所有形態、法的な関係

KPMGはKPMGインターナショナルの登録商標であり、KPMGという名称がメンバーファームの名称に付けられています。メンバーファームがKPMGの名前とマークを使用する権利は、KPMGインターナショナルとの契約に含まれています。

メンバーファームは、通常各国において所有され経営されており、各メンバーファームは、それぞれのファームにおける義務と責任を負っています。

KPMGインターナショナルおよびその他のメンバーファームは、他のメンバーファームの義務または責任を負いません。

メンバーファームは複数の法人で構成されることがありますが、この場合、特段の合意がない限り、それぞれの法人における義務および責任についてのみ責任を負います。

3.3. メンバーファームの責任と義務

KPMGインターナショナルとのメンバーシップ契約により、各メンバーファームは、KPMGインターナショナルの方針、手続および規則を遵守する義務を負っています。それらの方針、手続および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用やKPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各メンバーファームは、その運営と業務の品質に責任を負うほか、KPMG共通の価値観（Our Values）を共有しています（4.1参照）。

KPMGインターナショナルの活動は、各メンバーファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、グローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。なお、KPMGインターナショナルの方針や手続、規則を遵守しない場合やKPMGインターナショナルに対して負うその他の義務を遵守しない場合は、KPMGのメンバーファームとしての地位およびKPMG組織への加盟が停止されることがあります。

3.4. ガバナンス体制

あずさ監査法人の組織体制は、最高決議機関である社員会、法人経営に関する意思決定機関である専務理事会と執行機関である執行理事会で構成されています。また、上級審査会を設置して、監査意見について必要な審査を行っています。

さらに、法人経営を監視するため、経営監視委員会および独立性を有する監視機関である公益監視委員会を設置しています。

経営／執行の役割を担う理事長、専務理事および執行理事、監督・評価の役割を担う経営監視委員、ならびに上級審査会会長は、パートナー全員による直接選挙または信任投票により選出されます。

主要機関についての詳細は、以下のとおりです（2021年7月1日現在）。

社員会

出資者であるパートナー全員で構成され、最高決議機関として、監査法人の重要事項を決議します。定時開催は年に4回。

専務理事会

理事長と専務理事で構成され、法人経営に関する方針や重要事項の意思決定を行い、執行理事等に業務の執行を指示します。毎月2回以上開催。

執行理事会

専務理事会での決定事項を適切に執行し、業務執行に関する課題を共有する目的で、理事長の主宰により開催されます。毎月1回開催。

上級審査会

パートナー全員による信任投票により選出された上級審査会会長および上級審査会会長により選任された上級審査会副会長により構成され、監査証明業務に係る法人全体の審査の基本方針の策定、拠点審査会でより慎重な判断が必要と結論付けられた監査上の論点や所定の受審要件に該当する重要な監査上の論点について、法人としての監査意見に関する最終判断を行います。

上級審査は案件が生じた都度開催されるほか、法人の審査制度に係る意思決定、上級審査における審議事項の情報共有等を目的にした上級審査会会議が少なくとも月1回開催されます。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

経営監視委員会

経営／執行に携わらないパートナーである経営監視委員により構成され、経営の監視と監査品質向上のための取組みの実効性を評価します。経営監視委員会には、役職候補者審査委員会、監査委員会および報酬諮問委員会の小委員会を設置し、マネジメントの選任と報酬決定等のプロセスも監視します。

また、経営／執行の各機関における会議に陪席して意見を述べるとともに、定期的に公益監視委員会への報告と意見交換を行います。必要があれば、社員会の開催を社員会議長に請求し、社員会に意見を述べる権限が付与されています。毎月1回以上開催。

公益監視委員会

独立性を有する外部委員および内部委員により構成され、公益性の観点から、法人の経営が健全に行われるように監視します。委員会では、外部委員が議長となり会議を進行します。法人の重要な活動・事案について理事長・専務理事および経営監視委員から報告を受けるとともに、外部委員が自らテーマを設定し、理事長・専務理事との討議を実施します。また、役職候補者審査委員会、監査委員会および報酬諮問委員会を含めた経営監視委員会の監督・評価のプロセスについても監視します。毎月1回開催。

4. 当監査法人の品質管理システム

概要

当監査法人の監査品質の枠組みを設定するにあたっては、経営陣の方針や姿勢、明確な価値観および行動が最も重要となり、それらはKPMGの業務が職業的専門家としての基準を高い水準で満たしていることを保証する品質管理システムで支えられる必要があります。

KPMGでは、全ての監査専門要員が高品質な監査を提供するために求められる基本的なスキルの保持に集中することができるよう、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board（IAASB））が発行した国際品質管理基準第1号（International Standard on Quality Control 1（ISQC1））および国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants（IESBA））が発行した倫理規程（Code of Ethics）に基づき、監査品質の枠組み（Audit Quality Framework）を構築しています。本枠組みは、財務諸表監査を実施する専門的なサービスを提供するメンバーファームに適用されます。

KPMGは、全てのメンバーファームに適用される品質管理の方針を定め、Global Quality & Risk Management Manual（GQRMM）として制定し、KPMGの全構成員に適用しています。当監査法人は、品質管理システムを構築・維持し、その整備および運用状況の有効性を検討することが求められています。

当監査法人の品質管理システムは、KPMGインターナショナルの方針および手続に基づいています。また、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準および監査における不正リスク対応基準（法令により適用が認められる場合に限ります）、日本公認会計士協会（JICPA）が公表する監査実務指針、公認会計士法、会社法、金融商品取引法等の関係法令、JICPAが公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針、その他の倫理に関する規定等に準拠して適切に実施されるように追加的な方針および手続を適用しています。

当監査法人の全てのパートナーおよび職員は、品質管理およびリスクマネジメントに関する責任を負います。この責任には、日々の活動を遂行するにあたって、当監査法人の方針および手続を理解し、かつ遵守することが含まれます。品質管理に関する方針は、所在地を問わず、KPMGの全てのパートナーおよび職員に適用されます。

当監査法人は、品質管理に関する新たな国際基準（国際品質マネジメント基準第1号、ISQM 1）の適用に向けて取り組んでいます。ISQM 1は2020年9月に国際監査・保証基準審議会の承認を受けており、2022年12月に発効する予定です。ISQM 1によって、各メンバーファームが高品質な監査を一貫して提供するための品質管理システムを設計、導入および運営し、年次で当該システムの有効性を評価することが義務付けられます。

なお、本報告書は監査品質に対するKPMGのアプローチを要約していますが、KPMGの品質管理システムは監査業務を含む全ての提供業務に適用されるため、メンバーファームが提供する税務およびアドバイザリーサービスに関心を持つ利害関係者にとっても有用です。

監査品質の枠組みについて

当監査法人は、監査品質とは単に適切な意見を表明することだけでなく、意見を表明するに至った過程を含むものと考えています。これには監査報告書の発行に至ったプロセス、判断および誠実性等が含まれます。当監査法人は、関連する職業的専門家としての基準および適用される法令等に準拠し、適切かつ独立した立場からの意見を提供することが高品質な監査の成果であると考えています。KPMGの全ての専門要員が、高品質な監査を提供するために求められる基本的なスキルの保持に集中することができるよう、KPMGインターナショナルは監査品質の枠組み（Audit Quality Framework）を構築しています。

KPMGの監査品質の枠組みは高品質な監査を推進するための全てのKPMGメンバーファームにおける共通の言語であり、KPMGの専門要員が高品質な監査の提供にどのように貢献できるかについて、言及しているものです。

監査品質の枠組みでは、高品質な監査の推進要因として、次の7つが挙げられています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

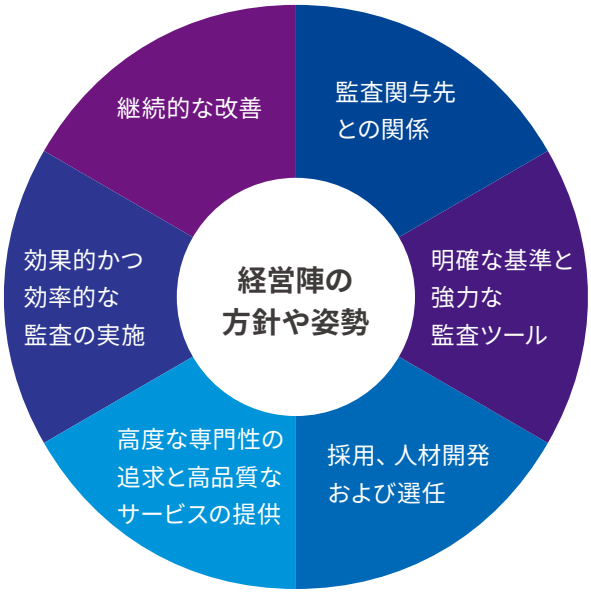

経営陣の方針や姿勢は、上記の7つの推進要因の中核をなすものであり、全てのKPMGメンバーファームに正しい行動を確実に浸透させることに資するものです。適切な経営陣の方針や姿勢は、当監査法人の品質管理システムにおける他の推進要因に好循環を生み出し、監査品質の枠組みの各推進要因は他の推進要因を補強します。

4.1. 経営陣の方針や姿勢

KPMGインターナショナルの経営陣は、各地域のメンバーファームの経営陣とともに、品質および職業的専門家としての最高水準への取組みを確立するうえで、重要な役割を担っています。品質、誠実性および倫理を基調とした組織文化は、利害関係者が信頼する監査やその他のサービスを遂行するうえで極めて重要です。

当監査法人では、構成員間で円滑なコミュニケーションが図れる風通しのよい組織文化を醸成しており、我々の強みであると考えています。

経営陣の方針や姿勢とは、当監査法人の理事長をはじめとする経営陣が、品質、倫理および誠実性について責任をもって取り組み、また、社会的信頼を得るための取組みについて構成員を含むさまざまな利害関係者に対して明確に伝えるというものです。

Our Valuesは添付資料A.3に記載されています。

KPMGの全構成員が互いに、そしてクライアントおよび社会に対して負う責任は、KPMGのグローバル行動規範に記載されています。グローバル行動規範には、KPMG共通の価値観（Our Values）がどのように私たちに高い志を与え、私たちの全ての行動を導いているかが記載されています。また、KPMGの一員となり活躍する意義や、個人および集団としての責任が定義されています。

Our Valuesは私たちの運営方法の中核を成しており、私たちが常に正しいやり方で、正しい運営を行うためにあります。Our Valuesは私たちの日々の行動を駆り立て、決定を導き、自認を形成します。また、Our Valuesによって誠実性をもって課題に対応できる強固な組織文化の基盤が形成されるため、私たちは公益を保護するという主たる責任を見失うことはありません。Our Valuesは、私たちが世界中で社会に信頼をもたらし変革に力を与えていくうえでの原動力を業務や規範を通じて与えてくれます。

KPMGの全構成員は、グローバル行動規範を遵守することが義務付けられています。

あずさ監査法人倫理行動規範

当監査法人の倫理行動規範は、Our Valuesに基づいて構築されており、当監査法人の全てのパートナーおよび職員に求める倫理的な行動について規定しています。倫理行動規範は、パートナーおよび職員それぞれが、適用される法的、職業的な基準および倫理規則に従う必要があることを規定しています。また、私たちの取組みを示し、当監査法人のパートナーおよび職員に求められる規定を含んでいます。

これには、以下のような内容が含まれます。

- 適用される全ての法律、規則、職業的な基準および当監査法人の内部規程を遵守すること
- 適切なクライアントおよび第三者との業務の実施
- 品質の重視
- 客観性および独立性の保持
- 当監査法人内、当監査法人と関係があるクライアント、サプライヤーや公務員による違法行為または非倫理的行為の排除
- 情報の保護
- 公正な競争
- 優秀な人材の育成
- 責任ある企業市民であること
- 社会的信頼の構築
- 倫理行動規範の遵守を確認すること

また、KPMGの全構成員は、倫理行動規範についての定期研修を受講することが義務付けられています。当監査法人の構成員は、倫理行動規範に即した行動に責任を負うことを約束しています。Our Valuesに違反するような、または、不快に感じるような態度や行動を目にした場合、臆せず報告することが奨励されています。

また、KPMGの全構成員は、違法と思われる行動またはOur Values、KPMGの方針、適用される法令および職業的専門家としての基準に違反すると思われる行動を、報告する責任を有し、かつ報告する義務があります。

これを守るために、KPMGの各メンバーファームは、構成員の誰もが職業倫理および品質管理に関する疑わしい問題または懸念事項を報告できるよう、伝達に関する手続および確立された手段を整備することが義務付けられています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

さらに、KPMGでは、KPMGインターナショナル・ホットライン（KPMG International hotline）を設けています。このホットラインは、KPMGの構成員、メンバーファームのクライアントおよびその他の第三者が利用することができ、KPMGインターナショナル、KPMGメンバーファームまたはその構成員による特定の行為に対する懸念を匿名で報告することができます。

全てのKPMGメンバーファームおよび構成員は、善意により報告を行った個人に対して報復措置を取ることは禁止されています。報復措置は倫理行動規範に対する重大な違反であり、報復措置を取った者には所属するメンバーファームの懲戒処分の方針が適用されます。

当監査法人では、Global People Survey（4.5.6を参照）により、当法人の構成員が、当法人がOur Valuesをどの程度実践していると感じているかを定期的にモニターしています。

eラーニングの不適切な受講

公認会計士法等により、公認会計士は継続的に研修を受講し必要な単位を取得することが義務付けられています。2020年に、単位認定対象となる当監査法人のeラーニングに関し、一部の受講者が不適切な受講を行い、必要な単位を充足していなかった事実が判明しました。

公認会計士または職業的専門家として保持すべき倫理観が希薄となっていたこと、および組織・制度上の社内管理体制が不十分であったことが、本事態の根本原因であったと考え、以下のような再発防止のための施策を講じ、コンプライアンス意識のより一層の向上・浸透のための体制を強化しています。

再発防止のための施策

- Tone at the topによる周知徹底
- 法人トップによる倫理・コンプライアンスに関するメッセージの発信
- 不適切受講者向け個別研修の実施
- コンプライアンス研修による倫理観の浸透
- 「コンプライアンスを考える日」の制定と定期的な振り返りイベントの実施

社内管理体制の強化

- 定期的なアサイン状況の見直しによる研修時間の確保
- 受講履歴の定期的なモニタリングによる不適切受講の発見
- システム変更時の包括的かつ網羅的なチェックの徹底
- コンプライアンス専担部署（コンプライアンス推進室）の新設によるモニタリングの強化

また、内部監査を通じて上記施策の監視活動を行い、専務理事会および経営監視委員会も、所管部署および内部監査室からの報告も踏まえて、研修の不適切な受講が再発しない体制が継続性のあるものにすることに取り組んでいます。

4.2. 品質とリスクマネジメントに関する経営陣の責任

当監査法人は、品質、倫理および誠実性について責任をもって取り組み、関与先、利害関係者、社会に対してその取組みを伝達していきます。当監査法人の経営陣は、適切な方針や姿勢の設定に対して重要な役割を果たしており、職業的専門家としての最高基準を満たすために揺るぎない努力をし、主要な取組みを支援しています。

当監査法人の理事長をはじめとする経営陣は、書面やビデオのコミュニケーション、チームへのプレゼンテーション、一対一の議論等を通じて、品質だけでなく、倫理および誠実性を重視する風土の醸成に取り組んでいます。

当監査法人における品質管理とリスク管理に係る経営陣は次のとおりです。

理事長

監査に関する品質管理基準および品質管理基準委員会報告書第1号の規定に準拠し、当監査法人の理事長、森俊哉は、当監査法人の品質管理システム（不正リスクに対応するためのものを含みます。以下同じ）に関する最終的な責任を負っています。当監査法人内に品質文化を確実に浸透させるうえで理事会が負う責任についての詳細は、3.4（ガバナンス体制）に記載されています。

専務理事（品質管理統轄・リスクマネジメント統轄）

当監査法人における品質管理およびリスクマネジメントに関する体制の整備・運用上の責任は、専務理事（品質管理統轄・リスクマネジメント統轄）に委譲されており、当監査法人の全般的な品質管理およびリスクマネジメントに関する、職業的専門家としての方針の策定および当該方針の遵守状況を監視する責任を負っています。

理事長および専務理事（品質管理統轄・リスクマネジメント統轄）は、品質管理に関する方針および手続ならびに監査業務の品質を重視する行動およびメッセージについて、法人内の各会議やニューズレター等で伝達しています。

各業務レベルの品質管理およびリスクマネジメントについては、最終的に業務執行社員が責任を負っています。

リスクマネジメントパートナー（Risk Management Partner（RMP））

リスクマネジメントパートナーは、専門的なリスク管理および品質管理に係る全体的な方針の設定や当監査法人のコンプライアンスの監視に対する責任を負っています。RMPは指名されたArea Quality and Risk Management Leaderに助言を求めます。

RMPは、各部門のパートナーおよび専門要員から成るチームによってサポートされています。

倫理独立性パートナー（Ethics and Independence Partner（EIP））

倫理独立性パートナーは主に、当監査法人において倫理独立性に係る方針および手続の指揮・実施に対する責任を負っています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

監査およびアドバイザリー部門の責任者

監査およびアドバイザリー部門の責任者は、理事長に対し、それぞれの部門が提供するサービスの品質に対する責任を負います。各部門の責任者は各部門のリスク管理、品質保証およびモニタリング手続の実施に対して、リスクマネジメントパートナーが設定した範囲内で責任を負います。これらの手続には、当監査法人の全専門要員が業務レベルでリスク管理および品質管理に対する最終的な責任を負うことが明記されています。

当監査法人の監査部門の責任者は、以下を含む持続可能で高品質な監査実務を指揮することに責任を負っています。

- 懐疑心、客観性、独立性等職業的専門家として最高基準を満たすための揺るぎない努力を示すことで、適切な経営陣の方針や姿勢を設定する。
- パートナーおよび職員が職業的専門家としての責任を果たすうえで必要な知識およびスキルを監視し保持するための戦略を策定・実施する。
- リスクマネジメントパートナーと連携し、監査品質にとって重要と考えられる活動の年次評価等の監査品質および監査実務に関係するリスク事項を監視し、対応する。

専務理事会

当監査法人の専務理事会は、毎月2回以上開催されています。これらの会議で、外部および内部品質レビュープロセスで生じた監査品質に関する現在および将来の課題、監査チームから寄せられた質問、根本原因分析、さまざまな情報源から特定されたその他の監査品質に係る事項についての協議を行います。協議の後、クライアントに直接対応するチームから寄せられたその他の見解についても検討を行い、今後の対応方針について決定します。通常、これらの多くは短期的な取組みであり、当監査法人の監査事業部全体に対して定期的に開催される会議を通じて周知されています。また、これらの中で影響が大きいと考えられるものについては、必修研修の内容に反映し、周知徹底を図っています。

より複雑な課題(例 KPMGのグローバル監査メソドロジーまたは監査ツールへの変更を必要とする可能性があるような課題)については、KPMGインターナショナル・グローバル監査グループが提起し、KPMGグローバル・ソリューションズ・グループ(Global Solutions Group (KGSG))およびインターナショナル・スタンダード・グループ(ISG)が解決策を検討・整備します。KGSGおよびISGの詳細については、4.6.4をご覧ください。

継続的な向上に向けての投資

KPMGでは、KPMGグローバル全体で、大規模かつ継続的に監査品質向上への投資を行っています。KPMGでは、法人運営および監査業務をどのように実施するかという観点から、健全な監査品質基盤の構築を行っています。

これらの投資には、品質管理システム、グローバルでの監査品質のモニタリング、サポート強化、監査チームへの最高水準の技術およびツールの提供に対する継続的な投資が含まれています。

KPMGのグローバル監査品質プログラムは、共通のアプローチを強化し推進するための投資の一貫した展開をサポートします。

4.3. 適切な関与先との関係

4.3.1. 契約の新規の締結および更新

関与先との契約の新規の締結および更新に関する厳格なグローバルの方針は、当監査法人が高品質な職業的専門家としてのサービスを提供するために不可欠なものです。関与先との契約の新規の締結および更新に係るKPMGの方針や手続は、関与先との契約の締結や更新の前に、潜在的なリスクを識別・評価できるように設計されています。

KPMGメンバーファームは、関与先との契約を新規に締結するかもしくは更新するか否かを判断し、重要なリスクが存在すると判断される場合には追加の承認を得ることが義務付けられています。

4.3.2. 新規受嘱時の評価プロセス

関与先の評価

当監査法人は、全ての新規受嘱予定の関与先の評価を行います。

この評価にあたり、主要な経営者、主要株主等、新規受嘱予定の関与先に関する十分な情報を入手し、これらの情報を適切に分析することで、十分な情報に基づく受嘱の意思決定を可能にします。これには、リスク要因を評価する質問票の作成、関与先、主要な経営者および株主に関する背景情報の入手が含まれます。さらに、当監査法人は、現地における法的要件または規制要件を満たすために必要となる追加情報を入手します。

契約の評価

新規受嘱予定の契約に関する潜在的リスクを特定するために、全ての契約の評価が行われます。この評価の一環として幅広い要因について検討を行います。具体的には、潜在的な独立性および利益相反の問題(「センチネル」というKPMGの独立性および利益相反に関する確認システムを使用)や、成果物の本来の目的や使用、社会的通念、監査サービスを含む契約の種類に特有の諸要因を検討します。

監査証明業務においては、関与先の財務管理チームの能力、関与パートナーや職員の経験やスキル、不正リスクを検討します。これらの評価は、当監査法人の他の上級パートナーおよび職員と協議のうえ実施され、必要に応じて、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事によりレビューされます。

監査証明業務を新規に受嘱する場合、監査チームは、その関与先に既に提供されている非監査業務やその他の関連するビジネス、金銭的および人的関係をレビューする等、独立性を評価するための追加手続を実施することが要求されています。

監査関与先が上場した場合や、追加的な独立性規則が適用される場合も同様に、独立性を評価するための追加手続を実施

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

する必要があります。

新規受嘱予定の関与先および契約に対する総合的なリスク評価に応じて、識別したリスクを低減させるために追加的にセーフガードを適用することがあります。全ての潜在的な独立性または利益相反の問題は文書化され、受嘱前に解決される必要があります。

職業的専門家としての基準および適用される法令等ならびに当監査法人の方針に照らして潜在的な独立性もしくは利益相反の問題が解決できない場合、またはその他重要な品質上の問題やリスクが存在し、そのリスクを適切に低減させることができない場合、当監査法人は、新規の受嘱は行いません。

4.3.3. 契約の更新プロセス

当監査法人は、全ての監査関与先に対して少なくとも1年に1回の頻度でリスクの再評価を行っています。再評価にあたり、継続的な関与に関するあらゆる問題を特定し、その問題に対応するために必要なあらゆる軽減措置を実施します。これには、専門家を監査に関与させることの検討が含まれます。

非監査業務の継続または長期にわたる契約についても定期的な再評価の対象としています。また、監査関与先および契約リスク要因に変化の兆候がある場合、速やかに当該関与先および契約に関する再評価を行うほか、継続的な独立性評価プロセスの一環として、エンゲージメントチームは以前に識別した独立性への脅威に変化があるか、または新たな脅威が存在するかを識別する必要があります。識別した脅威の評価の結果、そのような脅威が許容可能な水準を超えていると判断される場合は、脅威の除去または適切なセーフガードを適用のうえ、許容可能な水準まで低減する必要があります。

4.3.4. 契約解除プロセス

関与先との関係を解消すべきとする暫定的な結論に達した場合、当監査法人では、内部の協議を経て、必要な法的、職業専門的、および規制上の責務等への対応の必要性を検討します。また、必要に応じて、関与先の監査役等との協議や、その他の適切な規制当局への連絡を行う場合があります。

4.3.5. 監査関与先のポートフォリオ・マネジメント

当監査法人は、各業務において自らの役割を果たすための能力、資質、時間および権限を有している業務執行社員を選任しています。

当監査法人は、業務執行社員ごとの監査関与先のポートフォリオを検証しています。この検証では、監査関与先に対し、高品質な監査を提供するための業務執行社員の能力、資質、資格や、該当する業界、監査関与先のポートフォリオ全体の性質およびリスクを検討しています。

4.4. 明確な基準と強力な監査ツール

当監査法人の専門要員は、独立性に関する方針を含めKPMGインターナショナルや当監査法人が定めた方針および手続を遵守することが求められており、当監査法人では専門要員がこれらの方針や手続に準拠するためのさまざまなツールを用意しています。

監査に関して定めた方針および手続は、会計、監査、職業倫理および品質管理に関する基準および関連する法令等の規定に準拠しています。

4.4.1. 当監査法人の監査アプローチ

KPMGは監査品質の向上を目的とした大規模な投資を行っており、今後も継続していく予定です。投資対象の1つである、グローバルの電子監査ワークフロー（KPMG Clara workflow）は、監査プラットフォームであるKPMG Clara上で利用でき、データサイエンス、監査の自動化およびデータの視覚化などを活用する高度な機能や新技術の統合が可能となっています。デジタル監査は、今日のデジタル時代において、KPMGのメンバーファームが監査証拠を入手し、監査関与先との情報交換をするのに必要不可欠なものです。

KPMGの高品質な監査プロセスには、以下が含まれます。

- 監査業務全体にわたるパートナーやマネジャーの適時の関与
- 専門家の関与を含む適切な知見を持つ者の関与、研修、実務経験の要件および関連業界の専門知識の入手
- 監査中に入手した全ての監査証拠の十分な検討および専門家としての適切な判断の行使
- 監査チームの継続的なメンタリング、監督および審査の実施
- 監査の管理および文書化

新型コロナウイルスの世界的流行下における KPMGの監査品質に対する取組み

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行は、私たちの考え方を一変させました。

KPMGでは、継続的にこの課題に対応しています。多くの企業が、直接的または間接的にCOVID-19の影響を受けていると考えられ、また、経済の先行きの不透明性やリスクの高まりは財務報告に多大な影響を及ぼすと考えられます。企業は高い不確実性や市場のボラティリティに対処するにあたり、継続企業、資産の減損、バリュエーション等の課題に対して慎重な判断を行う必要があります。KPMGのメンバーファームの役割は、これらの判断の妥当性を評価することにあります。

当監査法人では、COVID-19発生当初から、企業およびその他のステークホルダーが会計や注記に関する潜在的な影響を理解するうえで役立つ「新型コロナウイルスがビジネスに与える影響」をウェブ上で公開しています。

KPMGインターナショナルでは、各監査チームがCOVID-19の影響により生じる会計、財務報告、監査等の問題へ対処するための詳細な指針を公表しています。この指針には、継続企業、資産の減損、バリュエーションおよびその他の注記、重要性、リスク評価、グループ監査、棚卸資産、後発事象、監査証拠、

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

監査役等とのコミュニケーションならびに在宅勤務環境に関する検討が含まれており、状況の変化に応じて継続的に更新されています。

KPMGはテクノロジーの進化に組織として対応しており、監査に必要となる専門的な会計および監査に係るリソース、指針、監査プラットフォームおよび監査ツール等は全て電子的手段で提供しており、在宅勤務環境への対応が可能となっています。

COVID-19の状況下で、コミュニケーションの重要性が高まっています。KPMGでは技術への投資を活かし、ベスト・プラクティスや指針の共有のためのオンライン・ミーティングの実施等、メンバーファームに対する定期的な情報提供の機会を増やしています。

4.4.1.1. 一貫性のある監査メソドロジーと監査ツール

メソドロジーによる一貫性の実現

当監査法人の監査メソドロジー、監査ツール、指針には以下のような特徴があります。

- 国際監査基準(ISA)、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)および米国公認会計士協会(AICPA)等の監査基準に準拠し、グローバルで一貫性のあるものとなっています。また、各メンバーファームが実施する監査において、各国の監査基準、規制要件や法的要件に準拠するよう補完されたものとなっています。
- 監査基準により従うべきアプローチが定められていない領域において一貫性を持たせるための、KPMGによる監査メソドロジーの解釈を含んでいます。
- 重要な虚偽表示リスクおよび必要な監査上の対応を中心に、リスクの識別に重点を置いています。
- 全てのKPMGの監査専門要員が利用可能であり、必要な場合には使用が義務付けられています。
- 現地の監査基準がISAより厳格でない場合においても、KPMGの監査メソドロジーが適用されます。

このKPMG監査メソドロジーは、KPMGの監査マニュアルであるKPMG's Audit Manual (KAM) (現在eAudITとともに使用)およびKPMG Audit Execution Guide (KAEG) (KPMG Clara workflowとともに使用)として定められており、国際監査基準の要求事項のみならず、監査品質の向上のために必要と判断された追加的な要求事項も含まれています。

また、この監査メソドロジーは、監査手続の実施において、適切な職業的専門家としての懐疑心の保持を強調するとともに、独立性を含む関連する倫理上の必要要件の遵守を求めています。

職業的専門家として監査基準に準拠するため、また、監査における新たな重要領域や品質管理レビュー(内部、外部含む)等の結果に対応するために、定期的に監査メソドロジー、指針、監査ツールの強化を行っています。例えば、COVID-19により、多くの企業は多大な財務上の不確実性に直面しています。KPMGでは、継続企業や減損等の主要な監査リスクに対する意識を向上させるために、在宅勤務環境における監査手続の実施に関する指針をKPMGの監査専門要員向けに発行しています。また、予想外または異常な情報が識別された場合、および潜在的な経営者の偏向、不正リスクまたは不正の兆候を示唆する情報が識別された場合は、適切な行動を取りながら職業的専門家としての懐疑心を保持することの重要性を周知しています。

KPMGメンバーファームは、追加的な職業的専門家としての基準または法令等の要求事項に従うために、各国における要求事項や指針等を監査マニュアルに追加することがあります。

現行の監査ワークフローによるサービスの提供

現行のKPMGの監査は、当監査法人においても使用している電子監査ツールであるeAudITにより有効に機能しています。eAudITにより、高品質かつ一貫性のある監査が実施可能となっています。eAudITには、KAMや指針および業界固有の知見や監査業務を遂行し文書化するために必要なツール等が含まれています。

eAudITは、監査対象の事業体の性質に応じて、また、職業的専門家としての基準や適用される法令、規制当局による要求事項に応じて、関連する要求事項および指針を表示させるための「スケーリング」をすることができます。eAudITにおいて、KPMGの監査指針、職業的専門家としての基準および文書化のためのテンプレートを直接入手することも可能です。

未来に向けた投資

現行の監査ワークフローおよびメソドロジーは強固なものであり、全ての監査基準の要求事項と整合していますが、監査品質の向上に向けて絶え間なく取り組むため、また、新技術の開発にあわせて継続的な機能強化を取り入れた監査プラットフォームを採用するため、これらを変更します。

KPMGは、2017年に革新的な監査プラットフォームであるKPMG Claraを立ち上げ展開しています。

今日の監査ソリューション

KPMGは、高品質な監査を提供するためには、継続的にテクノロジーソリューションを開発・進化させ、今日のデジタル化に対応していく必要があることを認識しています。

そのため、KPMGが監査チームにより高い一貫性やサポートを提供し、クライアントに対し、より詳細なインサイトを提供し、ロボティック・プロセス・オートメーション、機械学習、認証技術等の新たなテクノロジーの絶え間ない発展に対応していけるシステムを構築すべく、監査のプラットフォーム、ワークフロー、メソドロジーを再考するプロセスに着手しました。

このプロセスを継続することで、新しいワークフローや変更された監査メソドロジーをKPMG Claraのプラットフォームに組み込んでいきます。新しいKPMG Clara workflowは2019年に部分的に導入されました。グローバルでの全面的な展開は

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2020年度に開始し、2022年度に完了する予定です。

KPMG Clara workflowおよび変更された監査メソドロジーのリリースは、革新、デジタル化、監査経験の刷新に関するKPMGにおける重要なマイルストーンであり、監査の品質、一貫性および革新に対するKPMGのコミットメントを明確に示す重要な投資です。

KPMG Claraへの集約

洗練された監査プラットフォームであるKPMG Claraでは、KPMGのデジタル監査機能、革新的なテクノロジー、コラボレーション機能、新たな監査ワークフローであるKPMG Clara workflow等の機能が全て集約されています。

KPMG Clara workflowの構築

監査チームは、KPMG Clara workflow を使って監査を遂行し文書化します。監査チームはこのワークフローを通じて、必要な時すぐに、用意された情報、可視化された情報および指針にアクセスすることができ、また、搭載された最先端のデジタル監査機能を活用することができます。また、監査ワークフローおよび改定された監査メソドロジーはスケーリング可能であり、監査業務の規模および複雑性に応じて、準拠すべき要求事項を調整することができます。このグローバルで展開されているプロジェクトは、KPMGのプロフェッショナルとして実施する監査業務を大幅に見直し、再構築するもので、監査品質とグローバルでの一貫性を向上させます。

さらに、KPMG Clara workflowでは各エンゲージメントの関連データ指標のデータ・マイニングおよびトラッキングを実施できるため、メンバーファームは、各エンゲージメントの監査の実施状況を容易にモニタリングできます。

KPMG Clara workflowの全面的な導入が終わり次第、従前の監査ワークフロー・ツールであるeAudITは廃止される予定です。

デジタル監査機能による戦略的なデータ利用の組込

KPMG Claraを利用することで、デジタル監査機能をよりシームレスに監査に組み込み、膨大なデータの取得および分析が可能になります。

KPMGの監査の目的

- データをより深く理解し、リスクアプローチの深化により監査品質を向上させる。
- 伝送中のデータおよびKPMGのIT環境内にあるデータへのアクセスを制限することでセキュリティを確保する。
- より詳細な分析を推進して、異常値や例外事項の背後にある要因および根本原因を明らかにし、よりリスクの高い取引やプロセスを可視化することで、監査の見える化を可能とする。

デジタル監査機能は、監査を支える原則および職業的専門家としての基準に基づき構築されていますが、これにより、監査人がその責務から解放されるわけではありません。

この領域における現在の機能は、監査計画、リスク評価活動および実証手続の実施を支援するものであり、以下のような機能を含んでいます。

- 会計残高および仕訳データの分析
- 残高の期間比較および時系列推移の情報の自動作成
- 補助元帳、特定の事業プロセスに関する取引データおよび勘定科目の分析

KPMGはKPMG Claraプラットフォームに加え、デジタル監査機能への大規模な投資を行っています。ロボティック・プロセス・オートメーションや機械学習等の新たなテクノロジーのさらなる利用を進めており、テクノロジーの力を取り入れることでより高水準な監査の実現を目指しています。

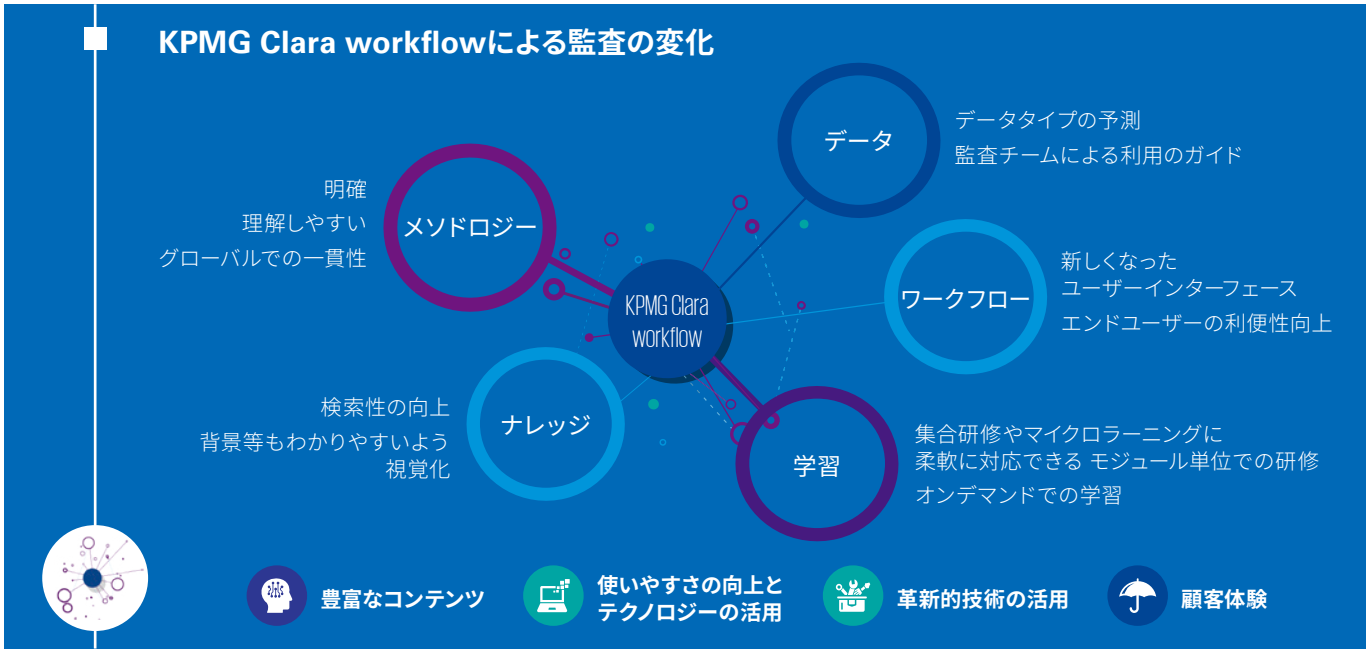

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.4.2. 独立性、誠実性、倫理および客観性

4.4.2.1. 概要

監査人の独立性は、職業的専門家としての国際的な基準および規制要件にとっての基礎となるものです。

KPMGは、IESBAの倫理規程に沿う形で、グローバル共通の独立性に関する詳細な方針を策定しGQRMMとして制定していますが、これは全てのメンバーファームに適用されます。監査の新規受嘱を予定している場合は、必ず自動化されたツールで潜在的な独立性や利益相反の問題を識別し、これらの規程に準拠する必要があります。

当監査法人では、このGQRMM、公認会計士法その他関連法令、JICPAの倫理に関する規定等を反映した内部規程を設けています。

これらの方針およびプロセスは、法人の独立性（例えば、財務および購買関係）、個人レベルでの独立性、法人の経済的利害関係、退職後の関係、パートナー・ローテーション、監査関与先への非監査業務の提供の承認等の領域を対象としています。

KPMGのグローバル組織であるGlobal Independence Groupの責任者は、厳格かつ一貫した独立性の方針および手続がKPMGメンバーファームにおいて確実に実施され、またこれらの必要要件を遵守するためのツールをKPMGインターナショナルおよびその構成員が確実に利用できるように、独立性の専門家を中心とした部門を組成しています。

当監査法人では、厳格かつ一貫した倫理および独立性に関する方針および手続が適用されることを確保するために、倫理独立性パートナー（Ethics and Independence Partner（EIP））を指名しています。

EIPは、KPMGインターナショナルの方針および手続を報告・導入するほか、各国の方針および手続がグローバルの規制要件よりも厳しい場合は、そうした方針・手続が整備され、効果的に実践されているか確認する責任を負います。EIPは以下の全ての責務を負います。

- 法人内の倫理独立性品質管理プロセスおよび体制のモニタリングおよび実施
- 法人内の倫理独立性に責任を有するパートナーの承認および選任
- 監査関与先またはその可能性のある企業との関係における特定の独立性に対する脅威の評価手続の監督
- 研修資料の開発および配布への関与
- 方針の遵守状況のモニタリング
- 規制違反があった場合の対応措置の実施
- 倫理独立性違反に対する処分の監督

KPMGインターナショナルの定める倫理および独立性に関する方針に変更があった場合には、その内容を、品質管理およびリスクに関する通達やお知らせ等によりKPMGの全メンバーファームに伝達しています。KPMGメンバーファームは、当該変更に対応する必要があり、この対応状況は4.8.1に記載のとおり、内部レビューにおいて確認されます。

当監査法人のパートナーおよび職員は、法人の定めるGQRMMへの遵守状況についてEIPに相談することとされています。また、EIPは、当該事実および状況によっては、Global Independence Groupへ相談することが求められます。

4.4.2.2. 個人の金銭的利害関係

KPMGインターナショナルの方針は、KPMGメンバーファームおよびKPMGの専門要員が、KPMGメンバーファームの保証業務ならびに監査の関与先（「監査関与先」には関係会社を含む）およびその経営者層、必要とされる場合は主要株主と金銭的利害関係を持つことを禁止しています。全てのKPMGのパートナーについては、所属ファームまたは職務に関わらず、全てのKPMGメンバーファームの監査関与先への投資が原則禁止されます。

KPMGメンバーファームは、専門要員が投資に関する独立性の方針を遵守していることを確保するために、ウェブを基盤とする独立性に関する自動追跡システム（KPMG Independence Compliance System（KICS））を利用しています。この追跡システムには、一般に取得可能な投資が登録されており、ユーザーによる投資の取得および処分についての追跡機能を提供しています。当該システムは、規制対象投資ならびにその他の違反行為（投資の取得に関する報告遅延等）の識別および報告を通じてモニタリングを促進します。

全てのパートナー、マネジャー以上の職員および各クライアントの監査チームメンバーは、投資を行う前に、この追跡システムを用いて当該投資の実行が可能かどうかを確認すること、および自らと家族の上場会社への投資をこの追跡システムに記録することが義務付けられています。投資の実行後にいずれかの投資が制限された場合には、システムから自動的に通知されるようになっており、通知後5営業日以内に投資の処分が求められます。

KPMGメンバーファームは、個人の独立性の定期的な調査を実施することによって、独立性に関する遵守状況を監視しています。Global Independence Groupは、KPMGのメンバーファームによる上記調査に関するガイダンスおよび要求される手続（年次調査を実施する専門要員の最低人数等を含む）を提供しています。KPMGは、個人の独立性の定期的な調査を実施することによって、独立性に関する遵守状況を監視しています。Global Independence Groupは、KPMGメンバーファームによる上記調査に関するガイダンスおよび要求される手続（年次調査を実施する専門要員の最低人数等を含む）を提供しています。

4.4.2.3. 雇用関係

当監査法人のパートナーおよび職員は、所属する事業部に関わらず、関与先と雇用に関する交渉を始める意向がある場合には、当監査法人のEIP、監査責任者、人事部門等にその旨を通知することが求められています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

当監査法人のパートナーであった者または監査チームメンバーであった者が監査関与先およびその関連企業等の役員等に就く場合、当監査法人に対する未払金または未確定の支払金および当監査法人にとって重要な支払金を含め、当監査法人の全ての重要な関係および専門業務への関与等を全て終了させる必要があります。

監査業務の主要な担当社員等や当監査法人のChain of Command（監査業務の結果に対して直接的な影響を及ぼしうるKPMGメンバーファーム内の全ての者を指す）に該当する者は、一定の期間が経過するまで、社会的影響度の高い事業体に該当する全ての監査関与先およびその関連企業等の役員等に就くことはできません。

当監査法人は、監査関与先との雇用・提携関係に関する独立性規則を法人内に周知するとともに、その遵守状況を監視しています。

4.4.2.4. 法人単位の金銭的利害関係

KPMGメンバーファームが、監査関与先、その経営陣および必要とされる場合は主要株主と、禁止されている利害関係および彼らとの禁止されている関係を構築することは許容されません。

他のKPMGメンバーファームと同様に、当監査法人では、法人自体の有する上場企業、ファンド（または類似の投資ビークル）、非上場企業、未公開株ファンドへの、直接および重要な間接投資ならびに関連する年金基金・従業員給付制度への投資に関する情報をKICSに登録しています。また、メンバーファームの資産の保管口座、信託口座、証券口座および全ての借入・資金調達先もKICSに記録する必要があります。

当監査法人では、リスク・コンプライアンス・プログラムの一環として、独立性規則の遵守状況の確認を年に1度実施しています。

4.4.2.5. ビジネス上の関係・サプライヤー

当監査法人は、監査関与先とのビジネス上の関係がIESBAの倫理規程ならびにJICPAおよびSECの独立性規則等を遵守していることを確かめるための方針および手続を定めています。

4.4.2.6. 独立性確認手続

当監査法人は、新たに監査業務を提供する際、独立性に関する手続を実施し、独立性の阻害要因の有無およびその評価を行うことを定めています。この独立性確認手続は、新たに監査業務を受嘱する前に完了しなければなりません。

4.4.2.7. 独立性の研修および確認

当監査法人の全てのパートナー、マネジャー、専門職員およびその他の特定の個人は、入社時に職位や部門に応じた独立性研修の受講を義務付けられており、その後も年次での受講が義務付けられています。上記の新規入社者は、当監査法人に入社後30日以内もしくは監査関与先に業務を行う前またはChain of Commandの一員になる前の、いずれか早い段階での受講が義務付けられています。

当監査法人では年次で、グローバル行動規範、あずさ監査法人倫理行動規範およびKPMGの贈収賄・汚職防止の方針を含む倫理行動を始め、法令、規則、職業的専門家としての基準への遵守、違法行為等の報告に関する研修の受講を義務付けています。新規入社者は、入社後3ヵ月以内の受講が義務付けられています。

当監査法人の全てのパートナーおよび職員は、入社時点およびそれ以降は年次で、倫理および独立性に関する方針を遵守していることの宣誓が義務付けられています。

4.4.2.8. 非監査業務

全てのKPMGメンバーファームは、監査関与先に提供可能な業務の範囲について、少なくとも、IESBAの倫理規程やその他関係する法令等を遵守する必要があります。

当監査法人は、新規に非監査業務を提供する際および業務内容に変更が生じた際に確認しなければならないプロセスを構築し、維持することが義務付けられています。EIPはこのプロセスに関与し、これらの新規または変更された業務に関する潜在的な独立性の問題の監視を行っています。

潜在的な利益相反を検出することに加え、センチネル（利益相反および独立性に関する確認システム）は、独立性に関する要求事項への遵守を促進しています。

受嘱手続の一環として、KPMGメンバーファームの全ての業務において、センチネルに詳細な業務内容や成果物、見積報酬額等の情報を入力することが要求されています。当該業務を監査関与先に提供する場合は、潜在的な独立性への脅威やセーフガードの評価をセンチネルに含めて提出することが求められています。

監査責任者（Lead Audit Engagement Partner、LAEP）は、上場企業等の監査関与先（その関係会社を含む）の情報をセンチネルに登録・維持することが義務付けられており、非監査業務の提供から生じる独立性の脅威の特定および評価、ならびにそれらの脅威を軽減するためのセーフガードの適用についての責任を負っています。

グループに関する情報をセンチネルに登録・維持している企業に関しては、LAEPはセンチネルを利用することで世界中に所在するそれらの企業に対して提案された業務をレビューし、変更依頼、承認または否認することが可能です。承認された提案業務については、センチネルによって承認の有効期限が指定されます。設定された有効期限が失効した場合、直ちにその業務を完了するか、業務を継続する許可を得るために再評価を行わなければなりません。それらを行わない場合、その業務を終了する必要があります。

KPMGグローバルの独立性方針では、メンバーファームの監査パートナーが監査関与先に対して非監査業務を提供することによって、評価または報酬に反映されることを禁じています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.4.2.9. 報酬依存度

KPMGインターナショナルの方針は、監査意見を表明するKPMGメンバーファームの総収入のうち、特定の監査関与先からの報酬の占める割合が高い場合、独立性を阻害する自己利益のおそれまたは不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせることがあることを明確にしています。監査関与先からの報酬の合計金額が2年間連続でそのメンバーファームの総収入の10%を超えると予想される場合は、当該ファームが所属するエリアの品質・リスクマネジメント責任者に相談する必要があります。

また、社会的影響度の高い事業体である監査関与先およびその関連企業等からの報酬の合計金額が2年間連続でそのメンバーファームの総収入の10%を超える場合には、その旨をその監査関与先のガバナンスに責任を有する者(主に監査役等)に開示することとされており、さらに、別のKPMGメンバーファームのパートナーを審査員として任命することを要求しています。

当監査法人では、監査関与先から受け取った報酬の合計金額が直近の2年間連続して当監査法人の総収入の10%を超えているような監査関与先はありません。

4.4.2.10. 利益相反の解消

利益相反は、当監査法人等のパートナーおよび職員が関与先と個人的な関係を有しており、その結果、監査人の客観的な判断を棄損するおそれがあるとされる状況や、その個人的な関係から他の当事者が行う取引に係る機密情報を有しているような状況を指します。

このような状況が発生した場合には、法人のリスクマネジメントパートナー(RMP)や倫理独立性パートナー(EIP)に相談する必要があります。

KPMGインターナショナルの方針は、KPMGの構成員が監査関与先と贈答・接待等の勧誘の申し出または受入を禁止しています(ただし、贈答品・接待の価値が多額でなく、関連する法令または規則で禁止されておらず、受領者の行動に不適切な影響を与えることを意図して提供された疑いがない、または個人もしくはメンバーファームの誠実性、独立性、客観性または判断に疑念を生じさせない場合はその限りではありません)。

全てのKPMGメンバーファームおよび構成員は、監査人の客観的な判断を棄損するおそれがあるような利益相反となる取引を特定し管理する責任があります。全てのKPMGメンバーファームは当監査法人内およびメンバーファーム間の潜在的利益相反を識別かつ管理するためにセンチネルを使用することが義務付けられています。

当監査法人には、識別した潜在的利益相反を審査し、影響を受けるメンバーファームと協力して解決する責任を担っているリスク管理者がおり、結果については文書化しておく必要があります。

利益相反に関する対応について当事者間の合意が取れない場合には、そのためのエスカレーション手続等が存在します。潜在的利益相反の問題が解決できない場合には、当該契約を辞退または解除することになります。

4.4.2.11. 独立性違反

当監査法人の全ての構成員は、独立性規則に対する違反事項を認識した場合、速やかにEIPに報告する必要があります。財産調査や年次調査の結果、独立性規則に対する違反事項が検出された場合には、当監査法人の独立性処分審査会の処罰の対象となります。独立性規則違反は、軽微な違反の報告時期についてガバナンスに責任を有する者と合意している場合を除き、可能な限り速やかにガバナンスに責任を有する者に報告しなければなりません。

当監査法人では独立性規則に対する違反について方針を制定、周知するとともに、違反の程度に応じた処分のルールを設けています。当監査法人の独立性処分審査会は、倫理的問題および規定違反に関する方針および手続を監督します。

独立性違反の問題が発生した場合は、報酬および昇進の判断に加味され、監査責任者については、各人の監査品質およびリスクに関する評価指標に反映されます。

4.4.2.12. 法令・諸規制の遵守および贈収賄や汚職の防止

当監査法人にとって、法令・諸規制の遵守および贈収賄や汚職の防止を遵守することは重要な側面であり、贈収賄や汚職については、いかなる違反も許容しません。

また、たとえ適用される法令や現地の実務慣行において許容されている場合においても、いかなる贈収賄に関与することも禁止しています。

関与先、取引業者、公務員等の第三者による贈収賄も許容しない姿勢をとっています。

KPMGインターナショナルの贈収賄・汚職防止に関する方針についてはKPMGインターナショナルのウェブサイトをご覧ください。

4.4.2.13. 構成員の監査関与先との長期的な関係(パートナー・ローテーションを含む)

KPMGインターナショナルのパートナー・ローテーションに関する方針は、IESBAの倫理規程に整合またはそれを十分に満たすものであり、全てのメンバーファームにおいて、より厳格な各国のルールがあればそれに従うように定めています。当監査法人のローテーションに関する方針は、公認会計士法およびJICPAの倫理規則等に整合しており、より厳格な現地のルールがあれば同様にそれに従うように定められています。

当監査法人のパートナーは、上述の当監査法人のローテーションの方針において定められる、監査業務に関与するパートナーとしての定期的なローテーションの対象となっています。この規制は、特定の役割を担うパートナーが、監査関与先に監査業務を提供できる年数に制約を設けています。パートナーは、監査業務への関与を終了した後のクーリングオフ期間において、

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

監査の結果に影響を及ぼすこと、法人と監査関与先との関係を監視すること、または監査関与先の経営者・監査役等と重要なまたは頻繁な交流を図ることが禁じられています。

上記に加え、日本公認会計士協会から公表された会長通牒2020年第1号「『担当者(チームメンバー)の長期間関与とローテーション』に関する取扱い」を踏まえ、当法人では社会的影響度が特に高い会社の監査における、長期の連続関与に係る追加のルールを制定しています。

また、監査補助者についても、連続関与期間を踏まえ、独立性に対する脅威が許容可能な水準まで軽減できるかの評価を行うこととしています。

当監査法人では、監査業務の責任者(および、ローテーションが要求されている場合は、監査業務の主要な担当社員等や審査員など重要な役割を担う者)のローテーション状況を監視しており、監査関与先に対して一貫した品質のサービスを提供するために必要な能力および手腕を有するパートナーの交代計画を立案しています。

パートナー・ローテーションの監視状況は、法人内の品質管理レビューの対象となります。

4.4.2.14. インサイダー取引管理

当監査法人では、インサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することを目的とした内規によって、当監査法人の監査関与先の株式等の原則保有禁止、日本国内の上場会社が発行する株式等を保有する場合の株式保有監視ツールへの登録等、内部ルールや手続等を定めています。

また、当監査法人の全てのパートナーおよび職員は、インサイダー取引規制に関する研修の受講により、当監査法人の規制を理解し、その遵守に同意する旨の宣誓を行っています。

4.5. 採用、人材開発および選任

高品質な監査の推進要因(ドライバー)の1つとして、KPMGの専門要員が、担当する監査関与先に適し、高品質な監査を行うための能力、経験、情熱および目的意識を持つことが挙げられます。

これを実現するためには、専門要員の適切な採用、人材開発、報酬、昇進制度、人事管理のプロセスが必要となります。

4.5.1. 採用

当監査法人は、全てのKPMGのパートナーおよび職員そして将来のパートナーおよび職員が特別な経験ができるよう、尽力しています。

当監査法人は、定評のある大学やビジネススクール、高等学校の協力のもと、より多様な若年層から幅広い人材を採用する戦略に注力しています。

専門要員への志望者全員が履歴書の提出を要求されており、さまざまな選考プロセスを経て雇用されます。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する複数名のインタビュー、必要に応じて心理・能力検査からなります。こうしたプロセスにより、志願者が業務を遂行するための適切なスキルおよび経験と各役職に最も適した資質を有することを、より公正で職務に関連した基準に基づいて証明することができます。

幹部職員の採用については、候補者とEIPまたは代理人の間で独立性に関する協議が行われます。当監査法人は、候補者の前雇用者に関するいかなる機密情報も受け取ることはありません。

4.5.2. 人材開発

当監査法人は、KPMGの“Everyone a Leader”という人材育成原則に即した人財育成理念を掲げ、真のプロフェッショナルの育成に取り組んでいます。

当監査法人は、専門職員に対して、監査におけるキャリア・アップの基盤を形成するスキル、行動や態度および個人的資質を開発するための機会を提供しています。自己能力を高め、専門的スキル、リーダーシップ・スキルおよびビジネス・スキルを開発する多様なコースが提供されています。

また、職業的懐疑心の向上や職業的懐疑心を保持・発揮して監査を実施することの重要性を改めて徹底すること、および不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを目的とした研修を、パートナーおよび職員に逐次実施しています。

加えて、当監査法人は、オン・ザ・ジョブによるコーチングの活用、ストレッチ・アサインメント(能力が試される業務を担当すること)、グローバルベースでの異動の機会を介して、当監査法人の構成員が高い成果を実現できるようにしています。

また、当監査法人では、Our Valuesに紐づいた目標設定(監査品質に関する目標を含む)および実績評価(監査品質の評価を含む)を導入し、パートナーおよび職員が個人として、また組織として成功するために目指す行動を明確に、また一貫して示し、その行動を実践した構成員に報いることで、監査品質に対するたゆまぬ努力を継続的に促しています。

当監査法人は、品質およびコンプライアンスの状況を監視し、パートナー、職員の総括的な評価、昇進、報酬の評価にあたっての品質およびコンプライアンス指標を維持しています。これらの評価は、パフォーマンス評価を担当するパフォーマンス・マネジャーおよびパートナーにより実施されます。

4.5.3. 多様性への対応

当監査法人は多様性を促進するために尽力しています。多様性を認めることにより、幅広いスキル、経験、見解を兼ね備えたチームが生まれます。

多様な個性を持つ一人ひとりが「高品質な業務の提供をもって監査関与先・社会に貢献する」という共通の目標に向かって、お互いの多様性(違い)を認め、活かし合いながら、高い能力を発揮し合うことを目指しています。

当監査法人では、グローバル人材の育成、女性の活躍推進、出産・

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

育児・介護との両立支援、障害者雇用の推進、ダイバーシティ対応力を鍛えて磨く風土づくり、そして在宅勤務制度の導入や働き方改革等、時代に合わせた働き方の多様性や柔軟性を向上させるための環境整備の取組みを行っています。

さらに、理事長および経営陣は、こうした組織内の多様性に加えて、監査関与先の多様性にも考慮する必要があります。

KPMGインターナショナルで統一化されたインクルージョン&ダイバーシティ戦略では、当監査法人および全てのKPMGメンバーファームにおいて、インクルージョン&ダイバーシティの促進に繋がる施策を実行させるためのフレームワークを提供しています。

KPMGのインクルージョン&ダイバーシティについての詳細は、KPMGのウェブサイトをご参照ください。

4.5.4. 報酬および昇進

報酬

当監査法人では、パフォーマンス評価プロセスとリンクした明確かつわかりやすい報酬制度および昇進に関する方針を定めています。これにより、当監査法人のパートナーおよび職員は何を期待されているのかおよび何が得られるのかを認識することができます。同等の被考課者グループにおける相対的評価のうえ、報酬が決定されます。

報酬の決定は、個人および法人の業績両方の結果に基づいて行われます。パフォーマンス評価の結果は、パートナーおよび職員の昇進と報酬、また場合によっては、KPMGとの今後の関係に直接影響を与えます。

構成員の報酬に対する満足度は、当監査法人の構成員に対する意識調査(Global People Survey (GPS))により測定され、その結果に応じて行動計画が策定されます。

昇進

業績評価の結果は、パートナーおよび職員の昇進および報酬、また場合によっては、KPMGとの今後の関係にも直接影響を与えます。

パートナーへの昇格

当監査法人では、パートナーへの昇格は、専務理事会、社員会等での承認、決議等の厳格かつ綿密なプロセスを経ることとなっています。

当監査法人のパートナーへ昇格するための基準は、我々が保持すべきプロフェッショナリズム、誠実性、品質、選ばれる存在であること等の要素と整合するものです。

4.5.5. 監査業務に関与する専門要員の選任

当監査法人は、全ての専門要員を特定の業務に選任するための方針を定め、当該方針に従って、チーム編成の管理単位である事務所・統轄事業部等の責任者が選任手続を執行しています。チームの編成に関しては、各業務に必要なスキル、関連する職業的専門家としての経験および産業の経験を備えた編成となるよう配慮しています。

統轄事業部長は、パートナーのアサインについて責任を負っています。パートナーのアサインにあたっては、パートナーがある年度に関与する関与先のリストを基に、監査エンゲージメントの規模、複雑性やリスクの度合い、専門家の関与の度合いなどを考慮し、監査の実施にあたり経験や能力があるかどうかといった点が考慮されます。

監査責任者は、担当する監査チームが、監査メソドロジー、職業的専門家としての基準および適用される法令等に準拠して監査業務を実施しうるだけのスピードを含めた適切な能力および適正を有していることや、法人内部の必要な研修の受講状況を確認することが要求されています。これには、当監査法人や我が国におけるメンバーファームの専門家およびグローバルまたは外部の専門家の関与を含みます。

監査チーム全体としての期待される能力および適性を判断する場合における監査責任者の検討事項は、以下のとおりです。

- 業務の内容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事や適切な訓練を通じて得られた、監査証明業務への理解の程度とこれまでの実務経験職業的専門家としての基準および適用される法令
- 職業的専門家としての基準および適用される法令等についての理解
- 情報技術(IT)や特殊な領域の会計処理や監査の能力を含む、適切な専門能力
- 監査関与先が属する産業に関する知識
- 職業的専門家としての判断能力
- 当監査法人の定める品質管理に関する方針および手続についての理解
- 内部レビューの結果や外部検査の結果

4.5.6. 構成員の見解ー意識調査(GPS)

当監査法人を含むKPMGジャパンでは、外部調査会社による独立した意識調査(Global Peoples Survey (GPS))を、全構成員を対象に毎年実施しています。GPSは、KPMGでの勤務により得られる経験について、構成員の意識を共有することを目的としています。

GPSでは「Engagement指標」を通じ、構成員の会社への自発的な貢献意欲・満足度を測ることができます。同時に、構成員の貢献意欲を高める「強みや機会」となりうる領域がわかります。

調査後は、ファンクション、事務所、職位、業務役割、性別ごとに分析を行うことで、今後の対応により注力することができます。結果分析により、従業員の貢献意欲に影響する分野について、さらなる見解を得ることが可能となります。また、監査品質に直接関係する重点領域についても調査しています。監査に従事した全構成員向けの監査品質に関する具体的な設問により、

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

監査品質関連事項に関わるデータを得ることができます。

そしてGPSは、「品質管理およびリスクに係る行動」「監査品質」「Our Valuesの維持」「職員およびパートナーの監査品質に対する姿勢」、「リーダーシップ」および「経営陣の姿勢」といった領域に関わる調査結果を、当監査法人の経営陣およびKPMGインターナショナルの経営陣に具体的に示します。

当監査法人はGPSを実施し結果をモニタリングするとともに、結果および今後の取組みを構成員へ公表する等、調査結果について適切に対応しています。

GPSの結果は、グローバルネットワーク全体のために集計されます。また、グローバルボードに向けても結果は公表され、適切な対応措置について合意がとられます。

4.6. 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供

当監査法人は、専門要員が職務を遂行するために必要となる専門的研修およびサポートを全ての専門要員に提供しています。当該サポートは、内部専門家および品質管理に関する各部署への支援依頼または相談を含みます。

当監査法人内で適切な人材が確保できない場合には、他のメンバーファームに所属する熟練した専門要員のネットワークを利用しています。

それと同時に当監査法人は、全ての専門要員が選任される業務に適した知識および経験を有していることを要求しています。

4.6.1. 継続的な人材育成戦略

研修

年次研修の優先順位は、グローバル、該当する場合は地域レベルおよび当監査法人の監査分野のLearning and Development（L&D）ステアリンググループによって決められています。研修はOJTをサポートするためのさまざまな手法を用いています。

キャリアマネジメントおよびOJT

キャリアマネジメントおよびOJTについては、単一のアプローチに留まらず、面談や現場における教育を通じ、キャリアパスに応じた研修や学習機会を提供しています。

面談やOJTでの経験は、職業的専門家としての判断や専門性等、監査上必要な個人の能力を育成するうえで重要な役割を果たします。

当監査法人は、KPMGの一員として、KPMGの人材育成文化をサポートし、全てのKPMGの専門家が最大限に能力を発揮し、チーム力の向上、他のチームメンバーの育成および経験の共有に責任を負うことを周知しています。

4.6.2. IFRS®基準および米国基準に基づく業務のための資格および必須要件

資格要件

当監査法人の全ての専門職員は、専門家としての資格の保有が必要とされており、業務を実施するために必要な継続的な専門的研修要件を満たすことが義務付けられています。当監査法人は、それらの資格要件への準拠を促進するための方針と手続を構築しています。

当監査法人は、監査、会計、産業、財務報告フレームワークに関する適切な知識および経験を有している監査専門要員を監査業務に従事させるよう取り組んでいます。

必須要件 – IFRS基準および米国基準に基づく業務

加えて、KPMGはIFRS基準が主たる財務報告フレームワークではない国においてIFRS業務を提供するパートナー、マネジャー、および審査員に対して特定の要件を定めています。

米国以外で実施される米国会計基準（米国監査基準や米国内部統制監査基準を含む）に基づく財務諸表の監査を実施する場合にも、同様の方針が適用されます。このような方針には、少なくとも、これらの業務にアサインされた全てのパートナー、マネジャー、および選任された場合は審査員（ならびに米国会計基準または米国監査基準に基づき実施する業務については、全てのパートナー、マネジャー、主な監査チームメンバーおよび選任された場合は審査員）が関連する研修を完了し、監査チームが業務を行うために十分な経験を有していること、またはその要件を満たしていない場合にはそれに対応するための適切なセーフガードを講じることが含まれています。

4.6.3. 専門家のネットワークへのアクセス

当監査法人の監査チームは、当監査法人やメンバーファームの専門家のネットワークにアクセスすることができます。

これらの専門家は、適切に役割を果たすための能力、手腕および客観性を保持するために必要な研修を受講しています。

監査契約の締結、更新時や監査業務期間を通じて特定の監査業務に専門家（例えば、情報、テクノロジー、税務、財務、年金、フォレンジック、バリュエーション等）の選任の必要性について検討しています。

4.6.4. 組織文化としての専門的な見解の問合せ

専門的な見解を求める組織文化の醸成

KPMGは意思決定プロセス全体にわたり、KPMGメンバーファームの監査チームをサポートする円滑なコミュニケーションを組織文化として醸成しており、この組織文化に監査品質が支えられています。

当監査法人は、構成員間で円滑なコミュニケーションが図れる風通しのよい組織文化を醸成し、このような組織文化を我々の強みとして考え、難しい論点や議論のある論点について、専門的な見解を求めることを促しています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

監査チームの判断に困難が伴う事項や、見解が定まっていない事項に対応するために、当監査法人は、監査上の判断の相違を解決する手続等、重要な会計・監査上の事項に関する専門的な見解の問合せおよびその文書化に関する手続を確立しています。さらに、当監査法人の定める「専門的見解等問合せ細則」において、特定の問題に関する専門的な見解の問合せを行うことが義務付けられています。

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断される場合において、専門的な見解を得るための方針および手続についても定めています。

当監査法人では、監査、財務報告およびリスクマネジメントに関して経験を有する専門要員により構成される本部組織を介して、専門的な見解の問合せに対する適切なサポートを提供しています。

KPMGグローバルネットワーク内の専門的な見解の問合せ先

当監査法人が監査基準および会計基準についてサポートを受けることができるKPMGの機関として、グローバル監査メソドロジー・グループ（Global Audit Methodology Group（GAMG））、KPMGグローバル・ソリューションズ・グループ（KPMG Global Solutions Group（KGSG））、国際基準グループ（International Standards Group（ISG））、PCAOB基準グループ（PCAOB Standards Group（PSG））等があります。

グローバル監査メソドロジー・グループ（Global Audit Methodology Group（GAMG））

KPMGの監査メソドロジーは、グローバル監査メソドロジー・グループ（GAMG）が構築し維持しています。GAMGは、国際監査基準（ISA）、米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）および米国公認会計士協会（AICPA）等の適用される監査基準の規定に基づき、監査メソドロジーを構築します。

KPMG Global Solutions Group（KGSG）

KGSGおよびGAMGは、メンバーファームと、連携、イノベーション、テクノロジー等のサポートを通じて協働しています。KPMGでは、監査品質とグローバルでの一貫性の向上を主眼として、監査メソドロジーおよびツールへの大規模な投資を行っています。

主な活動領域には以下が含まれます。

- 革新的な監査機能（すなわち技術ソリューション）の開発や先進的な監査ソリューションの展開・使用
- 先端技術、データサイエンス、監査の自動化、データの可視化等を組み入れた、KPMGの洗練された監査プラットフォームであるKPMG Claraの展開
- KPMGのメンバーファームの監査専門要員が業務で利用する監査メソドロジー、監査ワークフローおよびナレッジの強化

3つの地域（アメリカ地域、ヨーロッパ・中東地域、アジア・太平洋地域）に拠点を置くKGSGおよびGAMGチームは、監査、IT、データサイエンス、数学、統計等のバックグラウンドを持つ世界中から集まった専門要員により構成され、これら専門要員の多様な経験や革新的思考は、KPMGの監査機能のさらなる発展をもたらします。

International Standards Group（ISG）

ISGは、世界中の各地域の代表者からなるグローバルIFRSトピック・チーム、ならびにIFRSパネルおよびISAパネルとともに作業し、メンバーファーム間でのIFRS基準や監査上の要求事項の解釈の統一性を推進し、対応すべき問題点を識別し、適時にグローバル・ガイダンスを作成しています。

PCAOB基準グループ（PCAOB Standards Group（PSG））

PCAOB基準グループ（PSG）は、PCAOBの監査基準に関するバックグラウンドを持ち、PCAOB監査基準の一貫した解釈を推進する専門要員から成る専門グループです。PCAOB監査基準は、SECの規定が定義する米国外の構成単位および外国SEC登録企業ならびにSEC登録企業の米国外の構成単位に対してKPMGメンバーファームが実施する監査に、グローバルで適用されています。PSGはまた、PCAOB監査業務に従事する監査人の研修開発にインプットを提供し、可能な場合は当該研修の円滑な実施を手助けしています。

メンバーファームの専門要員のリソース

当監査法人では、監査上の問題や専門的な会計上の問題に関する専門的な見解の問合せのサポートは、品質管理本部およびリスクマネジメント本部に属する実務専門要員が行っています。品質管理本部およびリスクマネジメント本部に属する実務専門要員は、監査チーム内または、審査員と意見の相違が発生した場合においても、監査チームをサポートします。意見の相違が解消されない場合、最終的な解決方法として上級審査の指示を仰ぐことが義務付けられています。またKPMGのISGおよびPSGとも、必要に応じて協議しています。

4.7. 効果的かつ効率的な監査の実施

監査をどのように実施するのかは、適切な監査結果を導くことと同様に重要です。当監査法人のパートナーと職員は、効果的かつ効率的な監査の実施にあたり、当監査法人の行動様式、方針や手続に従うことが求められています。

4.7.1. 継続的なメンタリング、監督および査閲

当監査法人では、専門要員のスキルおよび能力の構築に投資するために、継続的な研修環境を設け、メンタリング、コーチングをサポートしています。

継続的なメンタリング、コーチングおよび監査の過程における監督には、以下の活動が含まれます。

- 監査計画時のディスカッションへの監査責任者の参加
- 監査業務の進捗管理
- 監査チームの個々のメンバーの能力および適性を評価すること（メンバーが担当している作業を遂行するのに十分な

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

時間を有しているか、メンバーは与えられた指示を理解しているか、メンバーの作業は計画したアプローチに従って遂行されているか等）

- 監査の過程において生じた重要な事項について対処し、それらの重要性について検討を行い、計画したアプローチを適切に変更すること
- 監査の過程において、より経験豊富なチームメンバーと協議すべき事項を識別すること

効果的にメンタリングおよび監督を行うためには、重要な事項が迅速に識別され対処されるように、実施した作業を適時に査閲し議論することが重要です。

当監査法人では、不正リスクに適切に対応できるような監査業務における監督および査閲に関する方針および手続についても定めています。

4.7.1.1. 審査員

審査はKPMGの監査品質の枠組みの重要な一部であり、全ての監査業務において、監査報告書（関連する四半期レビュー報告書も含む）の発行に際して適格性が確保された審査員による審査の受審が義務付けられています。

審査は、監査チームが特別な検討を必要とするリスク（不正リスクを含む）を適切に識別し、それらに対応するための監査手続を策定・実施したという合理的な保証を提供します。

審査員は、監査業務の審査を行うために研修および経験に関する基準を満たす必要があります。審査員は監査チームおよび監査関与先から独立しており、監査チームが行う非常に重要な決定および判断ならびに財務諸表の適切性に関し、客観的な審査を行うための適切な経験や知識を有しています。

監査責任者が会計や監査に関する事項の解決に関する最終的な責任を負っているものの、審査員が全ての重要な疑問が解決したと認めた場合にのみ、監査は終了します。

KPMGは、メンバーファームの監査における審査の役割について、継続的に強化・改善を行っています。また、主要な実務指針の発行、特定の審査要件の監査ワークフローへの組込み、審査員の認定、指名および能力開発に関する方針の策定等多くの強化活動を行っています。

4.7.1.2. 監査報告

監査基準および我が国の法令等は、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されている旨の意見を含む監査報告書の様式および内容を定めています。監査責任者は、監査チームが実施した監査手続に基づいて監査意見を形成します。

監査報告書の作成において、監査責任者は品質管理本部およびリスクマネジメント本部との協議を通じて豊富な監査報告書に関するガイダンスとテクニカルなサポートを受けることが可能です。特に監査意見の限定や、強調事項またはその他の事項の区分ならびに監査上の主要な検討事項区分等において監査報告書の利用者に報告すべき重要な事項が存在する場合、上級審査の受審が必要となります。

4.7.1.3. 監査調書

監査調書は、グローバルの方針および監査基準で設定されたタイムラインに従い作成および整理されます。当監査法人は、監査関与先および当監査法人の情報の機密性および完全性を保護するために、事務的、技術的および物理的なセーフガードを導入しています。

4.7.1.4. 監査役等とのオープンかつ率直な双方向のコミュニケーション

監査関与先のガバナンスに責任を有する者（監査役もしくは監査役会、監査等委員会または監査委員会）との双方向のコミュニケーションは、監査の品質や監査報告等にとって重要です。

当監査法人では、監査役等に対して、監査中に発生した問題を伝達するとともに、監査役等の見解を理解することが重要と考えています。

当監査法人は、監査の過程で生じた問題点および監査役等に有用な情報を共有するため、報告、監査役会または取締役会への出席、適宜経営者や監査役等との意見交換を通じて、双方向のコミュニケーションを達成しています。

Audit Committee Institute

Audit Committee Institute（ACI）は、資本市場に対して監査委員会が果たす厳しく重要な任務や当該委員会が責任を果たすうえで直面する課題を認識し、当該委員会のプロセスを効果的に実行するための監査委員の意思および能力の向上を目指しています。ACIは当監査法人を含む世界40ヵ国以上で活動しており、監査委員会の関心事に係る正式な指針（ACI Audit Committee Handbook等）、欧州の監査改革等の課題、会計基準の変更およびその他監査委員会の関心事（サイバーセキュリティや企業文化等）に関する最新情報ならびに最新の技術情報を提供する幅広いプログラムや啓蒙セミナーにおいて他のメンバーとネットワークを構築する機会を監査委員に提供しています。

ACIの活動は、リスク管理、先端技術から戦略、グローバルなコンプライアンスまで、監査委員会や今日のビジネスが直面するさまざまな課題に対応しています。

Audit Committee Instituteに関する詳細および洞察については、ACIのウェブサイトをご覧ください。

Global IFRS Institute

KPMGのGlobal IFRS Instituteは、当監査法人の理事や経営監視委員、役員、経営者、ステークホルダーならびに政府代表者が、進化する世界の財務報告フレームワークに対する洞察やソートリーダーシップへのアクセスを得る際に役立つ情報やリソースを提供します。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.7.2. 守秘義務、情報セキュリティおよびデータ・プライバシー

関与先の機密情報を保持することの重要性は、KPMGグローバルおよび当監査法人の倫理規範、専門要員全員が受講することが要求されている研修および年次での宣誓書等の確認プロセスを通じて強調されています。

当監査法人は、関連するIESBAの規定、その他法令、規則、基準等に従い、監査調書その他の業務に関連する記録の保存期間について、調書保存に関する方針を定めています。

また、情報セキュリティに関する明確な方針を定めています。データ・プライバシーに関する方針は、個人情報の取扱いを管理するために定められ、構成員全員は、データ・プライバシーに関する研修を受講することが要求されています。

4.7.3. 監査事務所間の引継

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合または後任の監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、品質管理本部が指示を行い、立会を実施しています。

4.8. 継続的な改善

KPMGは、監査品質、監査手法の一貫性や効率性について、継続的な改善活動を行っています。KPMGメンバーファームにおいては、統合的な監査品質の監視体制を構築しており、監査品質に不備となる事項があれば、それを特定し、特定された不備について原因分析を行い、個別の監査業務および品質管理システム全体に関する改善活動に役立てる態勢を取っています。

監査品質のモニタリングおよびコンプライアンスプログラム(4.8.1を参照)は、グローバル単位で管理され、内部レビュー実施や結果の報告等、全メンバーファーム間において、一貫したアプローチがとられています。

当監査法人では、受領した内部レビューの結果を外部の監督機関によるレビュー・検査結果と照らし合わせ、適切な措置を取っています。

4.8.1. 監査法人内部における監視活動

当監査法人は、以下の事項を対象に継続的な監視活動を行っています。

- 監査業務の実施にあたり、適用される基準、法令・規則、当監査法人およびKPMGインターナショナルの重要な方針および手続への遵守状況
- 当監査法人の、KPMGインターナショナルの重要な方針や手続への遵守状況、主要な品質管理に係る方針や手続の目的適合性、十分性および運用状況の有効性

また、この内部レビューの結果は、品質管理システムが適切に構築され、効果的に導入・運用されているかを判断するためにも用いられています。これには、以下が含まれます。

- 監査およびアドバイザリー部門それぞれに対し、年次で実施される内部レビュープログラム(Quality Performance Review(QPR)およびRisk Compliance Programs(RCP))
- 特定のリスク基準に基づき、一定の間隔で審査対象のメンバーファームを選定する、部門横断的なグローバル・コンプライアンス・レビュー(GCR)プログラム

これらの監視活動からの結果およびそれに基づく要改善事項は、KPMG内で共有されており、各国においてのみならず、各地域・グローバルレベルで適切な対策がとられています。

さらに、当監査法人は、不正リスクへの対応状況についての定期的な検証により、以下のような事項が当監査法人の品質管理の方針および手続に準拠して実施されていることを確かめています。

- 監査契約の新規の締結および更新
- 不正に関する教育・訓練
- 業務の実施(監督および査閲、監査事務所内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、監査実施の責任者間の引継を含む)
- 監査事務所間の引継

監査クオリティ・パフォーマンス・レビュー(Audit Quality Performance Reviews(QPRs))

QPRは、業務レベルでのパフォーマンスを評価し、その結果をフィードバックすることにより、監査業務の品質を向上させるプログラムです。

リスクベースのアプローチ

KPMGメンバーファームの全ての監査責任者は通常、少なくとも3年に1度はレビュー対象として選定され、監査リスクに基づいてレビュー対象となるエンゲージメントが選定されます。

当監査法人はKPMGインターナショナルのQPRのインストラクションに基づいて年次のレビューを実施しています。

QPRは、メンバーファーム単位で実施され、地域単位(ASPAC)およびKPMGインターナショナルのQPRチームによる監視の下で実施されます。

また、レビューは当監査法人から独立したKPMGの経験豊かなリードレビューアーによって監督されます。加えて、グローバルの監査品質モニタリンググループ(GAQMG)がQPRの一環としてエンゲージメントのパフォーマンスレビューを実施します。

レビューアーの選定、準備およびレビュープロセス

レビューアーは厳しい選定基準の基に選定されます。レビューチームは、レビュー対象の法人から独立した経験のあるリードレビューアーを含みます。レビューアーやQPRプログラムの運営に携わる人員は、規制当局の関心事項を理解し、厳格なレビューを実施するために研修を受講します。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

QPRの結果評価

QPRの結果は、統一的な基準に基づいて評価が行われ、その評価は、S評価(不備なしまたは明らかに重要性のない不備)・P評価(主として文書化の不備)・U評価(主として監査手続の不備)の3つに区分されます。

結果の報告

QPRプログラムからの検出事項は、通達、研修および各種ミーティングを通して当監査法人の専門要員に周知されます。また、これらの検出事項は、改善状況の継続的な評価のため、その後のレビューにおいて重点項目として取り扱われます。

監査関与先の主要な海外子会社等の監査が各ファームのQPRで低い評価を受けた場合、親会社の監査を担当する監査責任者は通知を受けます。また、親会社の監査を担当する監査責任者は、そのグループ子会社・関連会社の監査を実施しているメンバーファームがQPRの過程で品質上の問題点を識別された場合にも通知を受けます。

リスク・コンプライアンス・プログラム(Risk Compliance Program(RCP))

KPMGインターナショナルは、全てのKPMGメンバーファームに適用される品質管理に関する方針と手続を定めています。この方針や手続には、ISQC1(国際品質管理基準第1号)への遵守も含まれています。

RCPは毎年実施される手続であり、このプログラムの中で、品質管理やその手続の文書化、これらに関連するルールが遵守されているかどうかのテストの実施、検出された不備事項と不備事項に対する是正措置および結論の報告といった、一連の評価手続を実施しています。

RCPの目的は次のとおりです。

- 当監査法人における品質管理システムが、KPMGインターナショナルの定める品質管理の方針(GQ&RM)や、専門的なサービスを提供するにあたり適用される主要な法令、規則に準拠しているかどうかを文書化、評価、監視すること
- 当監査法人およびその構成員について、職業的専門家に適用される基準および適用される法令・規則を遵守していることを評価するための基礎を提供すること

検出された不備事項については、是正措置の策定および各是正措置の対応状況の監視が求められます。

グローバル・コンプライアンス・レビュー・プログラム(Global Compliance Review(GCRs)Programs)

GCRは、当監査法人から独立したKPMGインターナショナルのグローバル・コンプライアンス・グループに所属するレビューアーによって、当監査法人に品質管理のシステムの有効性を検証するために、リスク基準に基づいて定められた頻度で実施されます。

GCRは、メンバーファームから独立した、GQ&RMの方針に知見のあるレビューチームにより客観的に実施されます。

GCRでは、選択されたKPMGインターナショナルの方針および手続の遵守状況を評価するとともに、ベストプラクティスをメンバーファーム内に共有します。GCRは、以下について独立した評価を提供します。

- 品質管理システムの評価を独立した観点から監督し、品質やリスクマネジメントへのコミットメント(経営陣の方針や姿勢)、そのコミットメントを補強するための組織、ガバナンスおよび財務プロセスや、当監査法人のRCPが適切に行われているかどうかの検証
- メンバーファームによるKPMGインターナショナルの方針および手続の遵守
- メンバーファームが実施しているコンプライアンスプログラムの堅牢性

当監査法人はGCRにおいて改善が必要であるとされた発見事項に対して是正措置を策定し、GCRチームと合意します。合意された是正措置の進捗は、GCRチームにより監視されます。

その結果は、GCRのグローバル組織であるGQ&RM Steering Groupや、必要に応じて、KPMGインターナショナルおよび所属する地域のKPMGに報告されます。

根本要因分析(RCA)

当監査法人は、監査品質に関する問題を特定し改善するためにRCAを行い、再発の防止や継続的な改善を目指しています。

Global RCA 5 Step Principlesは以下のとおりです。

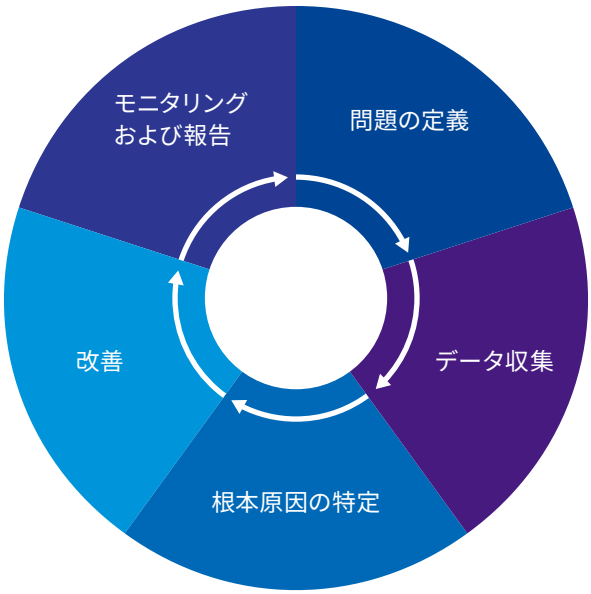

全てのKPMGメンバーファームは、RCAの実行と、その結果に基づく監査品質を改善するための計画の策定と進捗について責任を負います。

当監査法人の専務理事(品質管理統轄・リスクマネジメント統轄)は、ソリューションの提供者の特定等、RCAの結果に基づくアクション・プランの策定および実施に対して責任を負い、その実施を監視します。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.8.2. 改善に向けた提案

グローバルレベルでは、KPMGインターナショナルがGlobal Audit Quality CouncilおよびGQ&RM Steering Groupを通じて品質モニタリング・プログラムの結果をレビューし、メンバーファームの根本要因および計画された改善措置をレビューしたうえで、適宜グローバルな改善措置を追加的に策定します。

KPMGインターナショナルが策定するグローバルの改善措置は、グローバルネットワークにおける組織文化や行動に変化をもたらし、メンバーファームにおける監査チームのパフォーマンスの一貫性を向上させることを目的としています。改善措置は、一貫性の向上や適切な基礎の確立、グローバルネットワーク内でのベストプラクティスの共有を確実にするために、グローバルでの研修、ツールおよび指針の開発を通じて実施されています。

4.8.3. 監査法人外部からの監視

4.8.3.1. 規制当局

日本公認会計士協会(JICPA)は、自主規制団体として、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、監査法人等が行う監査の品質管理のシステムの整備および運用の状況について品質管理レビューを実施しています。JICPAは、当法人を含む大手監査法人に対しては、原則2年に1度、定期に品質管理レビューを実施します。その結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査法人に対しては改善勧告が行われるとともに、品質管理レビューの結論や改善状況に応じて、注意、厳重注意、監査業務の辞退勧告といった必要な措置が講じられます。また、JICPAは監査法人の上場会社監査事務所名簿および準登録事務所名簿への登録に関する必要な措置についても決定します。

公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は、行政としての監視・監督の立場から、JICPAによる自主規制の限界を補完するとともに、JICPAの公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、JICPAによる品質管理レビューの監視を行っています。CPAAOBは、JICPAから監査事務所ごとの品質管理レビューの結果について書面による報告を受け、必要に応じて法人に対して立入検査を行います。その結果、監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかになったりした場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。当監査法人は、直近2事業年度において、CPAAOBによる立入検査の結果、金融庁より処分を受けた事実はありません。

当監査法人はまた、米国における公開会社を監査する会計事務所の監督機関である米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)に登録されており、定期的に検査を受けています。過去の検査に係る報告書および当監査法人の回答はPCAOBのウェブサイトから入手可能です。

当監査法人は、外部検査等で受けた指摘を含む監査品質に係る課題について根本原因を分析し、マネジメントからのメッセージの配信や研修の開催、継続的なモニタリングを行うこと等を通じて、監査品質の改善活動を実施しています。

また、KPMGインターナショナルは監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators(IFIAR))と双方向のコミュニケーションを行っており、監査品質に係る指摘事項や、ネットワークファーム全体で対応を行っている指摘事項について協議を重ねています。

4.8.3.2. 監査関与先からのフィードバック

当監査法人は、監査関与先に提供したサービスの満足度に関して、経営者等から積極的にフィードバックを求める正式なプログラム(毎年1回ウェブによる質問書形式で実施)を運用しています。このプログラムから受け取るフィードバックは、当監査法人および監査チームが提供するサービスの水準を改善するために、法人および監査チームにより正式に検討されます。

4.8.3.3. 苦情の監視

当監査法人では、職業的専門家としての基準等の監査品質に抵触するおそれのある事項にかかる法人内外からもたらされる情報に関して、通報等としての手続として、法人内規により具体的な手順を定めています。

5. 財務情報

当監査法人の、第36期および第37期の財務情報は以下のとおりです。

(単位 百万円)

項目 ＼ 会計年度		第36期 2019年7月1日～ 2020年6月30日	第37期 2020年7月1日～ 2021年6月30日
売上高		105,970	105,281
内訳	監査証明業務	82,770	83,296
	非監査証明業務	23,199	21,985

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

6. パートナー報酬について

当監査法人では、パートナーが何を期待されているのかおよび何が得られるのかを認識できる、パフォーマンス評価プロセスとリンクした、明確な報酬制度および昇進に関する方針を定めています。当監査法人の方針では、パートナーの報酬には自らの監査関与先に対する非監査証明業務の提供による業務開発実績は反映されません。

なお、パートナー報酬は、パートナー業務評価規程に基づく業績評価および能力査定の結果を勘案してポイントが加減算され、これらに基づいてパートナー登用等委員会での検討を経て専務理事会で決定されます。ポイントの加減算にあたっては、各パートナーの役職、役割、スキル等に応じてバンド（ポイント幅）が設定され、その範囲で加減算されるポイントが決定されます。

なお、理事長、専務理事、上級審査会会長の報酬等については、経営監視委員会の小委員会である報酬諮問委員会が決定プロセスを審査します。

7. KPMGネットワークとの関係

7.1. 法的構造

2020年9月30日までの法的構造

当監査法人は、KPMG International Cooperative（KPMGインターナショナル）と提携しています。

KPMGインターナショナルは、スイスの法律の下で設立されたスイスの組織体です。2020年9月30日までは、KPMGインターナショナルは、KPMGネットワークを調整する事業体であり、全メンバーファームはKPMGインターナショナルへの加盟が義務付けられていました。当監査法人との関係性を含む、2020年9月期のKPMGインターナショナルおよびその活動に関する詳細は、KPMGインターナショナル『Transparency Report 2019』に記載されています。

KPMGはKPMGインターナショナルの登録商標であり、KPMGという名称がメンバーファームの名称に付けられています。メンバーファームがKPMGの名前とマークを使用する権利は、KPMGインターナショナルとの契約に含まれています。

KPMGインターナショナルとのメンバーシップ合意に基づき、各メンバーファームは効果的にサービスを提供するために、運営方法およびクライアントへの業務提供方法を定めた品質管理基準を含むKPMGインターナショナルの方針を遵守する義務を負っています。

これらの方針では、職業的専門家としても財政的にも安定していること、持続性、安定性および長期的成功を確実にするオーナーシップ、ガバナンスおよび経営に関する構造を保持していること、ならびにKPMGインターナショナルの方針の遵守、グローバル戦略の適用、人的リソースの共有（受入および提供）、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用が可能であることが要請されています。

KPMGインターナショナルは、KPMGネットワークに属するメンバーファームの利益のための活動を行っていますが、監査先に対して専門的なサービスを提供していません。関与先への専門的なサービスは、それぞれのメンバーファームが行う事になっています。

KPMGインターナショナルの主な目的の1つは、メンバーファームが関与先に対して高品質な監査業務やアドバイザリーサービスが提供されるよう支援することにあります。例えば、KPMGインターナショナルは、メンバーファーム全体に適用される包括的な方針や業務に係る基準や行動規範の導入と運用について責任を持つほか、KPMGという名称およびブランド価値向上に努めています。

KPMGインターナショナルは、メンバーファームと法的に別個の組織です。KPMGインターナショナルおよびメンバーファームは、グローバルパートナーシップ、合弁事業、または出資者または代理店関係またはパートナーシップ関係にはありません。全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに、第三者に対する義務を負わせまたは拘束する権限を有しておらず、またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせまたは拘束する権限を有していません。

2020年10月1日以降の法的構造

2020年10月1日にあずさ監査法人およびその他全てのKPMGメンバーファームは新規メンバーシップおよび関連文書を締結しました。これによる主な影響は、グローバル組織における全てのKPMGメンバーファームが、英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）であるKPMG International Limited（KPMGインターナショナル）のメンバーとなったこと、すなわちKPMGインターナショナルとその他の法的な関係を持つようになったことです。KPMGインターナショナルは、KPMGメンバーファームの全体的な利益のために調整を行う事業体として機能しており、クライアントに対して専門的なサービスは提供していません。クライアントへの専門的なサービスは、それぞれのメンバーファームが提供しています。

2020年10月1日以降のKPMGグローバル組織に関する改訂された法的およびガバナンスアレンジメントについての詳細は、KPMGインターナショナル『Transparency Report 2020』の「Governance and leadership」に記載されています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMGインターナショナルおよびメンバーファームは、グローバルパートナーシップ、単一法人、多国籍企業、合弁事業、本人もしくは代理人の関係またはパートナーシップ関係にはありません。全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに、第三者に対する義務を負わせまたは拘束する権限を有しておらず、またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせまたは拘束する権限を有していません。

7.2. メンバーファームの責任と義務

KPMGインターナショナルとの合意により、各メンバーファームは、KPMGインターナショナルの方針および規則を遵守する義務を負っています。それらの方針および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用やKPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各KPMGメンバーファームは、その経営および提供するサービスの品質について、それぞれが責任を負うとともに、KPMG共通の価値観(Our Values)を共有しています(本報告書の添付資料を参照)。

KPMGインターナショナルの活動は、各メンバーファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、グローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。

なお、KPMGインターナショナルの方針を遵守しない場合やKPMGインターナショナルに対して負うその他の義務を履行しない場合には、KPMGのメンバーファームとしての地位およびKPMGのグローバル組織への加盟が停止されることがあります。

7.3. 職業賠償責任保険

職業的過失による請求に備えて、十分な保険に加入しています。当該保険は、主にキャプティブ保険会社を通じてワールドワイドでカバーされており、全てのKPMGメンバーファームに適用されます。

7.4. 統治機構

KPMGインターナショナルの主要な統治機構には、グローバルカウンシル、グローバルボードおよびグローバルマネジメントチームがあります。

KPMGインターナショナルの統治機構についての詳細は、KPMGインターナショナル『Transparency Report 2020』の「Governance and leadership」に記載されています。

7.5. 各エリアの監査品質およびリスクマネジメントにおける責任者

監査品質、リスクや規制対応の責任者であるグローバルヘッドによって任命された各エリアの品質・リスクマネジメント責任者(Area Quality & Risk Management Leaders(ARL))は、KPMGブランドを毀損する可能性がある重大なリスクの特定、管理、報告に関するメンバーファームの取組みおよびプロセスについて有効性評価を行うために、定期的かつ継続的な監視と協議を担当します。ARLの重要な活動は、特定されたメンバーファームの問題および関連するメンバーファームの対応／是正措置を含め、GQ&RMの責任者に報告されます。

ARLの役割の目的

- メンバーファームの監査品質およびリスクに関する活動の監視について、GQ&RMの責任者をサポートする
- KPMGブランドに係る、および法的リスクに関する重大な問題が生じた場合、問題が適切に取り扱われるようにサポートするために、GQ&RMの責任者およびグローバルの法務担当であるInternational Office of General Counsel(IOGC)と協力する
- 深刻な監査品質に関するインシデントの根本原因の特定等重大な問題に対するメンバーファームの是正措置の有効性に係る監視をサポートする

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

8. 品質管理と独立性の有効性に関する宣誓

この報告書に記載されている品質管理体系の基礎となる方針や手続は、当監査法人が実施する法定監査について、法令を遵守していることを合理的に保証することを目的としています。そのため、当監査法人の品質管理体制によって、適用される関連する法令、規制の違反が全て防止または検出されることについて、絶対的な保証を提供するものではありません。

当監査法人は、以下について検討しました。

- 本報告書に記載されている品質管理体制の設計と運用
- 当監査法人が実施するさまざまなコンプライアンスプログラム（4.8.1に記載するKPMGインターナショナルによるレビュープログラムや、当監査法人において行われているコンプライアンス監視活動を含む）によって検出された発見事項
- 当局による検査やその後のフォローアップにおける発見事項、是正措置

上述の内容を検討した結果、2021年6月30日現在において、当監査法人の品質管理システムは、合理的な保証水準において、有効に運用されていることを確認しました。

また、当監査法人の独立性およびコンプライアンスに関する内部レビューが、2021年6月30日までに実施されたことを確認しています。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

添付資料

A.1 あずさ監査法人の関係会社

会社名	法的形態	規制状況	ビジネス	活動の拠点
有限責任 あずさ監査法人	有限責任 監査法人	金融庁登録 監査法人	監査・保証業務、 アドバイザリー業務	日本
株式会社 KPMG FAS	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMGコンサルティング株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMGヘルスケアジャパン株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMGあずさサステナビリティ株式会社	株式会社	なし	保証業務、 アドバイザリー業務	日本
株式会社 KPMG Ignition Tokyo	株式会社	なし	KPMGジャパンの業務に共通の デジタルプラットフォームテクノロジー開発・構築、 企業のデジタルトランスフォーメーション支援	日本

A.2 あずさ監査法人の経営陣(2021年7月1日現在)

理事長	森 俊哉	KPMGジャパンチェアマン、GJP統轄、Digital Innovation統轄
専務理事	大塚 敏弘	品質管理統轄、リスクマネジメント統轄
専務理事	小倉 加奈子	JICPA担当、特命担当
専務理事	宍戸 通孝	東海地区統轄、HR統轄、ダイバーシティ統轄
専務理事	武久 善栄	サステナブルバリュー統轄
専務理事	知野 雅彦	Clients & Markets統轄、パブリックセクター統轄
専務理事	寺澤 豊	ファイナンシャルサービス統轄、ITS統轄
専務理事	服部 將一	企画統轄
専務理事	原田 大輔	関西地区統轄、大阪事務所長、経理統轄、総務統轄、企業成長支援統轄
専務理事	山田 裕行	執行統轄、東京事務所長

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

A.3 Our Valuesについて

KPMGの構成員は一丸となりクライアントへ価値を提供しています。私たちは、クライアントと個人が関わり合ううえでの行動指針となるKPMG共通の価値観（Our Values）を強く信じています。

Valuesとは、KPMGで働く一員として私たちが何を大切にし、何を信じるかを示したものです。

Valuesは、私たちの日々の行動指針であり、振る舞い方、意思決定の方法、そして同僚、クライアントおよび全てのステークホルダーとの関わり方を示しています。

Integrity	誠実に行動する
Excellence	自己研鑽を重ね、高品質なサービスを提供し続ける
Courage	正しいことを追求し、新たな価値創造に果敢に挑む
Together	互いに尊重し合い、多様性を強みに変える
For Better	未来を見据え、社会の発展に寄与する

Our Valuesは私たちが長きにわたり抱き続けている信念です。Our Valuesは2020年に更新され、各構成員が日々実現できるよう、より力強く、簡潔で、印象に残りやすい内容になりました。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

home.kpmg/jp/azsa/

本書において、「私たち」および「KPMG」はグローバル組織またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが独立した法人です。

KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）であり、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。全てのメンバーファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバーファームに、第三者に対する義務を負わせまたは拘束する権限を有しておらず、またKPMGインターナショナルも、全てのメンバーファームにそのような義務を負わせまたは拘束する権限を有していません。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 21-8021

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、home.kpmg/governanceをご覧ください。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。